

第2編 震災編

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害応急対策計画の目的及び概要	151
第2節	初動活動体制の確立	153
第3節	災害通信	159
第4節	災害情報等の収集報告	163
第5節	避難の指示等、避難所の開設等	167
第6節	救出・救助活動	178
第7節	消火活動	180
第8節	災害広報	183
第9節	自衛隊の派遣要請依頼	189
第10節	広域応援要請依頼	191
第11節	交通規制	195
第12節	医療救護	198
第13節	公共施設等の応急復旧	200
第14節	緊急輸送	203
第15節	遺体の搜索、処理、埋葬	206
第16節	飲料水等の供給	209
第17節	食料の供給	213
第18節	緊急生活物資の供給	217
第19節	災害救助法の適用	219
第20節	災害救援ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保	222
第21節	防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施	227
第22節	障害物の除去	230
第23節	廃棄物の処理活動	231
第24節	応急住宅対策等	234
第25節	建築物の被害調査・応急危険度判定	238
第26節	文教対策	240
第27節	農業対策	244
第28節	孤立集落対策	245
第29節	義援金品の受付・配分	247
第30節	災害警備及び市民消費生活の安定	249
第31節	ライフライン施設の応急復旧	250

第1節 災害応急対策計画の目的及び概要

災害応急対策計画とは、災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、住民の生命・身体の保護を第一義とし、あわせて防災施設の保護、住民の財産の保護、社会秩序の維持を目的とする。その主な概要は次のとおりである。

1 迅速・的確な初動体制の確立及び情報の収集連絡

地震発生直後は、まず初動体制を確立し被害規模等の情報の収集連絡を行うことが最重要となる。

2 人命の救助（緊急救護活動）

情報を収集した後は、その情報に基づき救助・救急・医療・消火活動等人命の救助を最優先に緊急救護活動を行う。

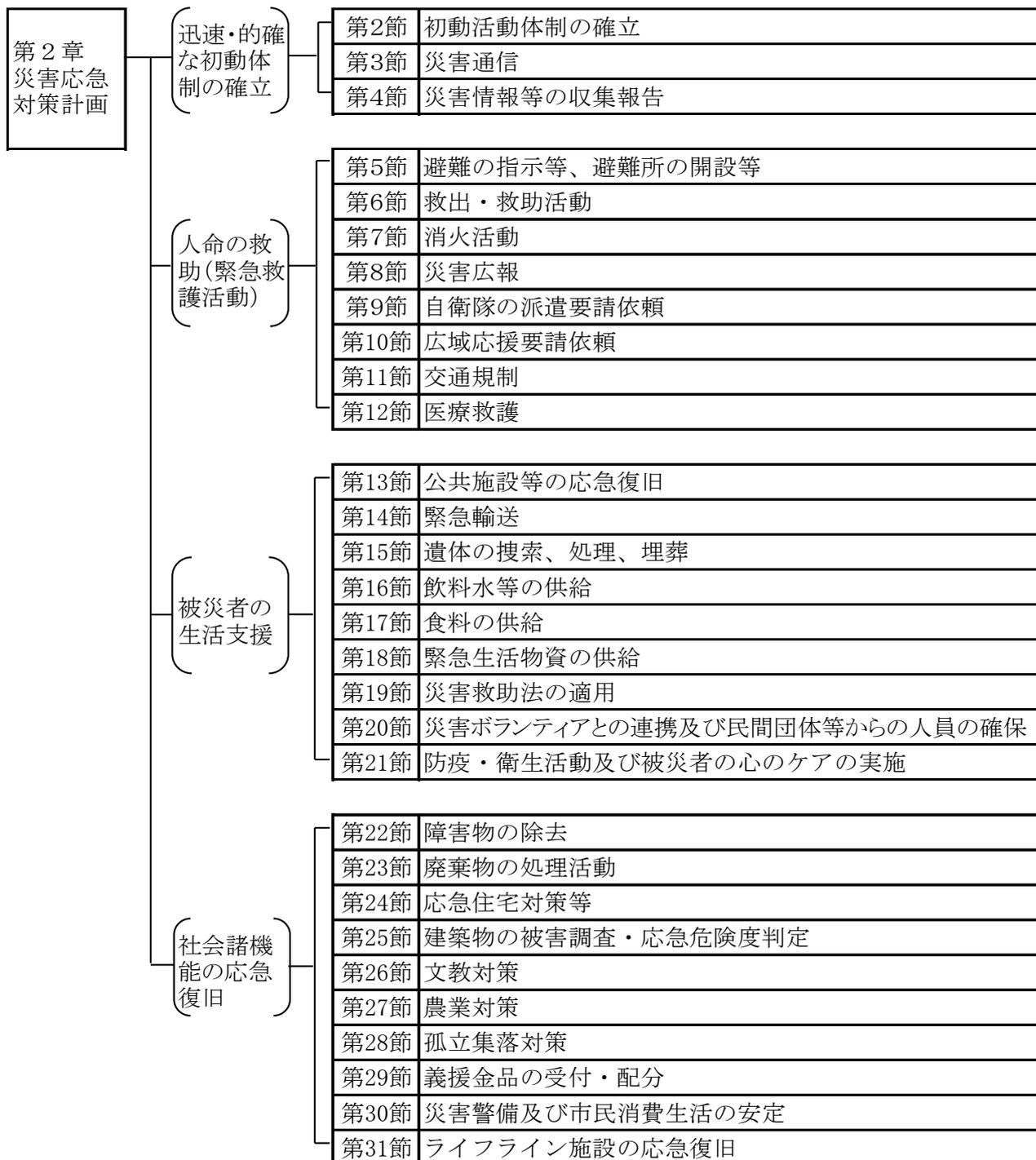
3 被災者への生活支援

人命の救助活動に続いて、被災者に対して必要な生活支援（食料、水、被服・寝具等生活必需品の供給等）を行う。

4 社会諸機能の応急復旧

当面の危機的状況に対処した後は、二次災害の被害拡大の防止、ライフライン・公共施設等の社会秩序の応急復旧、維持等に努める。

[災害応急対策計画の体系]



第2節 初動活動体制の確立

担当課	総務課、全課
-----	--------

地震発生直後の災害応急対策として必要な初動体制の確立は、次のとおりとする。

1 市の配備体制・基準等

市の配備体制・基準等は、次のとおりとする。

配備体制	配備基準	参集職員・場所	備考（主な活動）
第1警戒配備 （責任者）総務課長 （副責任者）都市建設課長	震度3	◎総務課長及び職員 ↓ 本庁舎総務課に自動参集 ◎関係課の課長及び職員 ↓ 自課に参集	<ul style="list-style-type: none"> ・地震情報の収集 ・被災状況の調査 ①災害通信網 ②公共施設＝各所管課 （道路橋梁河川、急傾斜地等の危険区域、教育・福祉施設、上下水道施設等）
第2警戒配備 【準災害警戒本部】 （本部長）総務部長 （副本部長） ① 産業建設部長 ② 民生部長	震度4	◎総務部長、産業建設部長、民生部長 ◎総務課長及び職員 ◎関係部の部課長及び職員 ↓ 本庁舎総務課に自動参集 （関係課職員は、自席に参集）	<ul style="list-style-type: none"> ・地震情報の収集 ・市民への広報 ・被災状況の調査 ①公共施設＝各所管課 ②民間施設＝関係課 ③市民の状況 ＝市→自主防災組織→市 ・救援救護、ライフライン確保等の応急活動体制の準備
特別警戒配備 【災害警戒本部】 （本部長）市長 （副本部長） ① 副市長 ② 教育長	震度5弱	◎災害警戒本部員（庁議メンバー） ◎本部長から指定された職員 ↓ 本庁舎特別会議室に自動参集 ◎全職員 ↓ 本計画の指定場所に自動参集	<ul style="list-style-type: none"> ・地震情報の収集 ・市民への広報 ・被災状況の調査 ①②③＝同上 ・避難所、救護所開設（準備）など、非常配備体制に移行できる諸準備
非常配備 【災害対策本部】 （本部長）市長 （副本部長） ① 副市長 ② 教育長	震度5強	◎災害対策本部員（庁議メンバー） ◎本部長から指定された職員 ↓ 本庁舎特別会議室に自動参集（次順位：消防総合庁舎→クロスランドセンター） ◎全職員 ↓ 本計画の指定場所に自動参集	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画に定める非常配備のための諸活動

【地震の階級別状況】・・・資料編「15-19」

* 市長は、被害の種類・程度など、状況に応じ、上記の配備基準に拘わらず、必要な配備体制を職員に指令するものとする。

* 上記配備体制の各責任者に事故ある時は、次順位の職の者が代行する。

＊職員の参集と伝達方法

各部課長は、上記配備基準に従い、所属職員に対し、予め職員毎に定めた連絡方法により、本計画に定めた場所への参集を指示するものとする。

ただし、職員は、「自動参集」に該当する場合は自主的に参集するものとする。

指示の伝達方法は、固定電話、携帯電話又は携帯メールを活用するものとする。なお、必要に応じ、総務課は、アドレス登録職員に対し、一斉携帯メールを発信し、参集情報を伝達するものとする。

【配備基準毎の参集関係課（震災）】・・・資料編「14-9」

【配備基準毎の調査対象（震災）】・・・資料編「14-10」

【災害警戒本部・災害対策本部設置の場合の職員参集場所（震災）】・・・資料編「14-11」

【災害対策本部室に参集する指定職員】・・・資料編「14-12」

2 災害警戒本部の設置及び運営等

市の地域に災害が発生するおそれがある場合は、災害警戒本部を設置し、次のとおり運営する。

(1) 設置基準

市は、次の場合に災害警戒本部を設置する。

- ア 小矢部市において、震度5弱の地震が発生した場合（自動設置）
- イ その他市長が必要と認めたとき

(2) 設置場所 市役所2F特別会議室

(3) 主な所掌事務

- ア 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 災害の応急対策等の準備に関すること。

(4) 解散

災害警戒本部は、次の場合に解散する。

- ア 災害の危険が解消するとともに、被災状況が重大でないと判断されたとき
- イ 災害対策本部が設置されたとき

(5) 設置・解散の通知

災害対策本部に準じて県知事及び防災関係機関に通知するものとする。

(6) 組織・運営・職員の配備

災害警戒本部の組織・運営は、災害対策本部に準じるものとする。

3 災害対策本部の設置及び運営

市の地域に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合には、その情報連絡、発生災害の状況集約、総合対策の樹立、並びに災害応急対策の推進を図るため、市長は小矢部市災害対策本部を設置する。（災害対策基本法、小矢部市災害対策本部条例）

(1) 設置又は解散

ア 設置基準

市は、次の場合に災害対策本部を設置する。

- ① 小矢部市において、震度5強以上の地震が発生した場合（自動設置）
- ② その他災害の状況により、市長が必要と認めたとき

イ 本部室の設置場所

被災状況に応じ、次の順位で設置場所を定めるものとする。

第1順位 市役所2F特別会議室

- 第2順位 消防総合庁舎
- 第3順位 クロスランドセンター

ウ 主な所掌事務

- ① 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- ② 災害対策の連絡調整に関すること。
- ③ 災害の応急対策に関すること。
- ④ 災害救助、その他の民生安定に関すること。
- ⑤ 施設及び設備の応急、復旧に関すること。

エ 解散基準

災害の危険が解消し、災害発生後の応急対策がおおむね完了したと本部長が認めるとき。

オ 本部設置及び解散の公表

本部長は、災害対策本部を設置又は解散したときは、知事、防災関係機関及び住民に通知公表するものとする。

報告・通知・公表先	連絡担当課	報告・通知・公表の方法
各部局課・班	総務課	庁内放送、庁内LAN掲示板、一斉メール
	各部理事	庁内電話・口頭その他迅速な方法
出先機関	各担当課	電話・ファックスその他迅速な方法
市民	企画政策課	市防災行政無線、広報車 報道機関、ケーブルテレビ(テロップ・特別番組等)、市ホームページ
県知事	総務課	県防災行政無線・ファックス Eメール 電話・口頭その他迅速な方法
防災会議委員		
報道機関	企画政策課	電話・ファックス、口頭又は文書

カ 本部標識板の掲示

災害対策本部を設置したときは、市庁舎正面玄関に「小矢部市災害対策本部」の標識板を掲げる。

(2) 組織

ア 本部の組織

- ① 本部長は市長、第1副本部長は副市長、第2副本部長は教育長とする。
- ② 本部員の構成

本部員は、庁議を構成する職にある者をもって充てる。

なお、本部員に事故あるときは、予め本部長が指名する者がその職務を代行する。

【庁議を構成する職】・・・資料編「14-13」

- ③ その他本部の組織は、小矢部市災害対策本部条例及び小矢部市災害対策本部の組織及び運営に関する規程の定めるところによる。

【『小矢部市災害対策本部』構成図】・・・資料編「14-6」

イ 本部の分掌事務

本部の分掌事務は、資料編『小矢部市災害対策本部』事務分掌のとおりとする。

【『小矢部市災害対策本部』分掌事務一覧表】・・・資料編「14-7」

ウ 本部員会議

災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を協議するため、本部に本部員会議を置く。

(3) 本部の運営等

ア 運営方法

- ① 本部長は、本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。
- ② 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。なお、副本部長に事故あるときは、総務部長が本部長の庶務を代理する。
- ③ その他本部の運営は、小矢部市災害対策本部条例並びに小矢部市災害対策本部の組織及び運営に関する規程（昭和41年小矢部市災害対策本部訓令第1号）及び小矢部市災害対策本部運営要領（昭和41年制定）の定めるところによる。

イ 本部員会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、すみやかに本部員会議を開催する。

- ① 報告事項
副本部長及び本部員は、ただちに本部に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。
- ② 協議事項
本部員会議の協議事項はおおむね次のとおりとする。
(ア) 本部体制の配備及び解散に関すること。
(イ) 重要な災害情報の提供、被害状況の分析及びこれに伴う避難指示等の発令、その他対策の基本方針に関すること。
(ウ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
(エ) 富山県、他市町村及び公共機関、民間団体等への応援要請に関すること。
(オ) 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。
(カ) 災害予防、応急対策及び復旧対策に関すること。
(キ) 災害救助法の適用申請に関すること。
(ク) 防災に関する経費の支弁に関すること。
(ケ) その他災害対策の重要事項に関すること。

ウ 本部運営上必要な資機材等の確保

総務班長は、本部が設置されたときは、本部運営上必要な資機材等の準備を行う。

- ① 本部用資機材の確保
【災害対策本部用資機材一覧】・・・資料編「14-15」
- ② 本部用通信手段の確保
【災害対策本部用通信手段一覧】・・・資料編「14-16」
- ③ 自家発電設備による電源の確保

エ 腕章の着用

本部長及び本部員は、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

4 職員の配備

(1) 職員の配備

ア 勤務時間内における配備と伝達

- ① 配備の指示と指揮監督
各部局課長は直ちに各職員を予め定めた配備につけるとともに、その活動について指揮監督する。
なお、各部局課長は、部内の各班の予め定めた活動要領について、平時から、所属職員に周知徹底しておかなければならない。
- ② 配備指示の伝達
次の方法により行う。
・総務課→全職員 = 庁内放送・庁内LANにより伝達
・各部局課長→所属職員 = 口頭・電話・メールにより伝達

【勤務時間内における職員毎の非常配備の分担・配備場所（震災）】・・・資料編「14-17」

イ 勤務時間外（休日・夜間等）における配備と伝達

- ① 各部局課長は、所属職員に対し、職員ごとに予め定めた連絡手段（固定電話・携帯電話・携帯電話メールなど）及び連絡ルートにより伝達し、所定の場所に参集のうえ配備につくよう指示するものとする。

・部局長→→課長→→所属職員

- ② 総務課は、必要に応じ、携帯一斉メールによる伝達を行う。

- ③ 職員は、地震が発生し、被害が予測されるときは、上記指示を待つことなく、配備基準に従い、自主的に直ちに指定場所に参集しなければならない。ただし、災害その他の事情により、指定された所へ到達できない場合は、その旨を所属長に報告するよう努めなければならない。

【勤務時間外における職員毎の非常配備の連絡方法・分担・配備場所（震災）】

・・・資料編「14-18」

- ④ 各部局長は、職員の参集状況と各班の活動可能範囲を本部に報告し、本部の指示を受けるものとする。ただし、緊急を要する場合は、即時、参集職員に対し、災害活動の開始を指示することができるものとする。

*勤務時間外等参集時の職員の心得

(ア) 職員はあらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。

(イ) 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちにあらゆる手段をもつてもよりの防災機関へ連絡するとともに住民の生命を守る必要があるときは、緊急避難の誘導をしなければならない。

(ウ) 参集手段は、交通混乱や二次災害を避けるため、原則として、徒歩又は自転車、バイクを利用する。

(エ) 参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、参集場所に到着後、直ちにその内容を上司（班長）に報告しなければならない。

ウ 当直者による非常伝達

情報の収集、伝達の24時間体制を確保するため、当直者による非常伝達を次のとおり定める。

- ① 当直者は次に掲げる情報を察知したときは直ちに総務課長に連絡するものとする。

- ・震度3以上の地震情報を確認したとき
- ・応援要請情報を確認したとき
- ・その他、災害に関する通報があったとき

- ② 総務課長は、情報の内容に応じて配備基準に基づく対象職員に連絡する。

(2) 職員配備の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があるときは特定の部に対してのみ非常配備体制の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる配備体制の指令を発することができる。

(3) 本部職員の配置及び服務

ア 本部配置職員の指定

各部長は、あらかじめ各非常配備体制において本部に配置する職員を指定しておくものとする。

イ 本部配置職員の服務

すべての本部配置指定職員は、次の事項を遵守する。

- ① 常に災害に関する情報に注意すること。
- ② 災害が発生したときは、直ちに本部に参集できるよう、常に連絡先等を明らかにしておくこと。
- ③ 本部の指示に従って行動すること。
- ④ 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないよう留意すること。

(4) 連絡員

本部と各部との円滑な連絡体制を確保するため、各部長の指定により、本部に連絡員を置く。

5 応援職員の要請

(1) 各部長は自部の各班がその所掌事務を処理するにあたり職員が不足するときは、「応援職員要請書」により本部総務部長に応援職員を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は事後提出する。

【応援職員要請書】・・・様式集「様式23」

(2) 本部総務部長は、前記の応援要請を受けたときは、次の要領により職員を派遣する。

ア 他の部班の市職員

イ 市の職員をもって不足するときは、県または他の市町村の職員

6 現地災害対策本部

災害発生により一部の区域に被害が集中し、当該区域での情報収集、災害応急対策を講ずる上で本部長が必要と認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する者を充て、現地災害対策本部員及び要員は現地災害対策本部長が本部長と協議のうえ、指名する。

7 災害時応援協定を締結した自治体からの応援要請があった場合

原則として、庁議において、要請に対する支援方法を決定する。

第3節 災害通信

担当課	総務課
-----	-----

小矢部市及び防災関係機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における通信連絡を確保する。

1 通信連絡方法の確認及び通信

災害時における通信連絡は有線電話、無線電話を利用し迅速かつ的確に行うものとするが、災害時における通信の錯綜を避けるため災害電話を指定し、窓口の統一を図る。

(1) 市役所関係機関の通信連絡方法の確認及び通信

災害時における本庁と各出先機関との間の通信連絡は、専用有線電話または一般加入電話を使用する。

また、有線電話が途絶した場合の通信連絡は、防災用無線電話・消防専用無線電話、携帯電話を活用するものとする。

なお、災害の状況により必要な場所に陸上移動局（車載・携帯）を適宜配備するものとする。

【小矢部市防災行政無線一覧表】・・・資料編「5-3」

【消防無線一覧表】・・・資料編「5-4」

(2) 指定電話・連絡責任者・連絡員等の指定

ア 指定電話の設置

市各部及び関係防災機関との専用の連絡用として、指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信事務従事者を配置し、通信連絡にあたる。

【災害時連絡用各施設指定電話一覧表】・・・資料編「5-5」

イ 連絡責任者の指定

市各部及び防災関係機関は、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び各機関の通信連絡を統括する。

ウ 連絡員の指定・派遣

① 市各部の連絡員

市各部長は、本部長と各部の連絡を強化するため、必要に応じ複数の本部連絡員を予め指定し、本部室に待機させるものとする。本部に派遣された連絡員は、本部の指揮下に入る。

② 各機関の連絡員

関係防災機関は、市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡員を指定し、本部室に派遣する。連絡員は、各機関との連絡用無線機等を可能な限り携行し、連絡にあたる。

【県市の窓口の指定電話】

富山県・・・知事政策局防災・危機管理課 電話（076）444-3187

小矢部市・・・総務部総務課 電話（0766）67-4760

(3) 有線通信途絶の場合の措置

地震災害時においては、有線通信施設の被災等により、通信連絡が困難となることが予想されるので、無線設備又は伝令等により通信連絡を確保するものとする。

ア 県との通信連絡

現在、小矢部市との間には、衛星を利用した富山県防災行政無線が開設されているので、この回線を利用し交信を行う。

イ 市各部との連絡

災害現場等に出動している各部との連絡は、携帯電話又は小矢部市防災行政無線（可搬及び車

両用)により行う。また、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。伝令は、状況に応じ、徒歩、自転車、バイク又は自動車を使用する。

ウ アマチュア無線の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を要請する。

エ 衛星通信施設の活用

N T T西日本に対し、孤立防止用衛星通信方式 (K u - 1 C h)、ポータブル衛星通信方式、移動電源車等による通信の確保を要請し、衛星通信施設の活用を図る。

2 非常通信による通信

(1) 非常電話、非常電報による通信 (公衆電気通信の優先利用)

災害の予防もしくは、応急対策に必要な事項を内容とした市外通話は「非常電話」として他の市外通話に優先して接続される。また同様の内容をもつ電報も「非常電報」として伝達、配達される。

ア 非常通信の種類と電送順位

区分	内容
非常通話	他の市外通話、緊急通話に優先して接続する。
緊急通話	他の市外通話に優先して接続する。
非常電報	気象警報以外のすべての電報に優先して取り扱う。
緊急電報	非常電報以外の他の電報に優先して接続する。

イ 非常通話、電報

- ① 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項
- ② 道路、鉄道その他の交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項
- ③ 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項
- ④ 電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項
- ⑤ 秩序の維持のため緊急を要する事項
- ⑥ 災害の予防又は救援のため必要な事項

ウ 緊急通話、電報

- ① 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援復旧等に関し、緊急を要する事項
- ② 治安の維持のための緊急を要する事項
- ③ 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とする事項
- ④ 水道、ガス等の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

エ 優先利用の請求

優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめN T T西日本の承諾を受けた番号の加入電話による。

小矢部市から発信を請求する場合には、100番 (電報の際は115番) に申し込む。

緊急の場合等は、非常電話と確認できるときは通常の加入電話からも利用できる。

オ 非常無線電報の作成要領

無線電信、電話共に電報頼信紙又は適宜の用紙を使用する。

電報の記載は、カタカナ又は通常の文書体とし、1通の本文字数は200字以内とする。通数の制限はない。

(2) 非常無線通信による通信

災害時において有線通信が途絶した場合又は自己の無線が不通となった場合は、小矢部地区非常

無線協議会又は各無線局に協議し、通信を行うものとする。
 また、市内のアマチュア無線局についても、非常の場合における非常通信に協力を得る。

3 通信施設優先使用時の優先順位

通信施設を優先して使用又は利用する場合の後先順位は概ね次の順序による。

- (1) 住民に対する避難指示等の人命に関する事項
- (2) 応急措置の実施に必要な事項
- (3) 災害警報
- (4) 災害予報
- (5) その他通報される災害の事態並びにこれに対する事前措置に関する事項

4 放送局の優先利用

市長は、予警報の伝達等について、知事を通じて放送を求めるものとする。

5 その他の通信連絡方法

- (1) 使送
 通信施設までの連絡、災害現場への指示等は、災害状況に応じて使送により連絡を確保する。
- (2) ヘリコプターの利用
 通信及び交通が不能のときは、県消防防災ヘリコプター又は航空自衛隊ヘリコプター等の利用を知事に要請し、緊急連絡を行う。

6 通信の運用

- (1) 災害時の通信連絡
 小矢部市及び防災関係機関が災害時に行う通信は、次のとおりである。

① 災害、気象に関する予報、警報の伝達
② 避難、応急対策に必要な指示、命令
③ 被害状況の収集、報告
④ 応急対策の実施状況の概要

- (2) 通信の手段
 災害時の通信手段は、次の手段とする。
 なお、本部・各部出先機関・防災関係機関等の指令の授受伝達及び報告等の通信手段については、原則ファックス・電子メールとする。

[災害時の通信手段]

有線通信網	無線通信網
① 災害時優先電話	① 小矢部市防災行政無線
② F A X	② 富山県防災行政無線
③ 消防専用回線	③ 消防無線
④ 警察有線電話通信網	④ 警察無線
⑤ 市ホームページ	⑤ 災害救助法第 28 条で定める業務を行う機関の保有する無線
⑥ 富山県総合防災情報システム	⑥ コミュニティ FM
⑦ ケーブルテレビ	⑦ アマチュア無線
	⑧ 衛星通信施設
その他の通信手段	
① 非常、緊急電報	② 伝令の派遣

(3) 通信の統制

それぞれの通信施設の管理者は、災害の発生時には、各種通信の混乱が予想されるため必要に応じ適切な通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

また、災害対策本部が設置されたときは、通信の統制を行わなければならない。

通信の統制は、次により実施する。

[通信の統制]

- ① 通信の優先（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- ② 統重要制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る）
- ③ 子局間通信の禁止（子局間通信の際は、統制者の許可を得る）
- ④ 簡潔通話の実施（通信は、明瞭、簡潔に）
- ⑤ 専任の通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させること）

(4) 無線通信の種類と取扱順位

ア 無線通信の種類は、次のとおりである。

- ① 緊急通信・・・地震、台風その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある時に行う緊急を要する通信
- ② 一般通信・・・緊急通信以外の通信
- ③ 一斉通信・・・複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信
- ④ 個別通信・・・2局間で個別に行う通信

イ 無線通信の取扱順位は、原則として次のとおりとする。

- 第一順位 緊急・一斉通信
- 第二順位 緊急・個別通信
- 第三順位 一般・一斉通信
- 第四順位 一般・個別通信

(5) 各種通信施設の利用

市有通信施設が使用できないときは、アマチュア無線を始めとする各種通信施設の所有者（利用者）に対して協力を呼びかける。

【小矢部市防災行政無線一覧表】・・・資料編「5-3」

第4節 災害情報等の収集報告

担当課	全課
-----	----

被害状況の迅速・正確な把握は、災害対策の基本であり、速やかに情報の収集、報告に努めるものとする。

1 被害状況の調査

市域内における被害状況の調査にあたっては、県の防災計画に示されている被害調査様式に準じて行うものとし、各種別の被害調査については次の要領で行うものとする。

【被害概況即報】・・・様式集「様式4」

(1) 被害情報の内容

災害が発生した時に、直ちに収集する被害情報は、次のとおりである。

人的被害	市民・施設入所者・観光客等
住家被害	住家
基幹施設被害	各公共施設（避難施設含む）・福祉施設・医療施設・教育施設
機能被害	電気・上下水道・ごみ処理・L P ガス 電話・通信・放送・道路交通・鉄道交通 医療
物的被害	商店・工場・危険物取扱施設 道路（農林道含む）・橋梁・河川・急傾斜地等の崖・農地等

(2) 調査実施者及び対象

調査実施者及び対象は次のとおりとする。

調査実施者	調査対象
各施設の管理者	所管施設の物的被害、来所・入所者等の人的被害及び施設
職務上の関連部課	商店・工場、田畑、危険物取扱施設等の物的被害 避難道路及び橋りょうの被災状況
小矢部消防署	① すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計） ② 火災発生状況及び火災による物的被害 ③ 危険物取扱施設の物的被害 ④ 要救護情報及び医療活動情報 ⑤ 避難の必要の有無及び状況

ア 人、住家等の被害

本部は調査員を各地に派遣し、民生委員児童委員及び自治会長等の協力を得て住家等の調査を実施する。人的被害については警察と連絡をとり調査する。

要配慮者の避難状況については、民生部が調査する。

イ 基幹施設の被害

各公共施設は各所管課が調査する。

福祉施設、医療施設は、民生部が調査する。

教育施設は、教育委員会が調査する。

ウ ライフライン施設等の機能被害

電気、鉄道は企画政策部が調査する。

上下水は、産業建設部が調査する。

医療、ごみ処理は、民生部が調査する。

電話、通信、放送施設、L P ガスは、総務部が調査する。

- エ 農林関係被害
農林関係の各種被害については産業建設部が担当し、農業協同組合及び農業団体等の協力を得て実施する。
- オ 商工業関係被害
商工業関係被害については企画政策部が商工会等の協力を得て調査を実施する。
- カ 土木関係被害
土木施設の被害については産業建設部が調査を実施する。
- キ 教育関係施設被害
教育関係施設の被害については、教育委員会が学校長等の協力を得て調査を実施する。
- ク その他の被害
その他市有財産施設の被害については各施設を所管する部において調査を実施する。

※下表左欄に示す情報については、主に右欄に示す機関が収集する。

必要な情報	主な情報収集機関
①地震に関する情報	気象台、県知事政策局
②火災の発生状況	市及び消防機関、警察機関
③死者、負傷者の状況及び被災者の状況	市及び医療機関、消防機関、警察機関、県知事政策局
④電気、ガス、水道、通信施設の被災状況及び応急復旧状況並びにその見通し	北陸電力、北陸電力送配電、ガス会社、N T T、市、警察機関、県知事政策局
⑤主要道路、鉄道等の交通施設の状況及び交通状況	市、県土木部、県土木センター、国土交通省富山河川国道事務所高岡国道維持出張所、J R西日本、あいの風とやま鉄道、加越能バス株式会社高岡営業所、警察機関
⑥住民・要配慮者の避難状況	市、消防機関、警察機関、自主防災組織、民生委員児童委員
⑦学校、福祉施設、病院、避難所等の重要な公共施設の被害状況	市及び教育委員会、県教育委員会、県厚生部、警察機関、施設の管理者
⑧治安状況	警察機関
⑨生活必需品、防災関係物資等の需用状況	市、県知事政策局及び厚生部各避難所、自主防災組織
⑩市内上空からの被害状況	県（消防防災ヘリコプター）、自衛隊

(3) 地区自主防災組織、自治会長等からの報告

被害情報については、地区自主防災組織、自治会長等から地区の被害情報を本部（各部長）に報告する体制を整えておくものとする。

【被害状況報告系統図】・・・資料編「5-11」

2 被害調査報告の取りまとめ

各部長は、収集した被害情報を集約のうえ、その結果を本部に報告する。報告は次のとおり行うものとする。

- ア 災害速報
被害状況が判明しだい、逐次、災害速報により報告する。
【災害速報】・・・様式集「様式1」
- イ 災害概況報告
災害の被害がおおむね判明したとき災害概況報告により報告する。
【災害概況報告】・・・様式集「様式2」
- ウ 災害確定報告
被害の程度が確定したとき災害確定報告により報告する。

報告された被害情報は、本部においてとりまとめるものとする。

【災害確定報告様式】・・・様式集「様式3」

3 県への被害状況報告

本部（総務班）は、前記により各部から報告された被害状況及び措置状況を集約し、所定の様式により知事（県知事政策局：県災害対策本部）に報告する。

報告は、災害即報、災害確定報告に分け、段階に応じて報告するものとする。災害即報は、災害状況の変化に伴い、迅速・的確に行うものとし、総務班は、必要に応じて、職員の待機体制をとるものとする。

また、災害即報は、様式の各項の一部が未確定の場合であっても速報し、内容が判明次第、連絡する。

なお、次のような場合は、電話又は無線、Eメール等により速報し、事後に文書報告するものとする。

- (1) 大規模な災害に拡大するおそれのある場合
- (2) 知事に応援を求め、又は応急対策を要請する必要がある場合
- (3) 人命にかかわる場合
- (4) 公共施設、大規模施設、重要文化財等これらに類する施設が被災した場合
- (5) その他特に必要と認められる場合

【災害概況即報】・・・様式集「様式4」

【災害確定報告】・・・様式集「様式5」

【被害状況即報】・・・様式集「様式6」

4 指定地方行政機関、指定公共機関等への被害状況報告

本部は、必要に応じ、該当機関への被害状況の報告を行う。

	機関名	担当班	伝達内容	伝達方法
			共通＝災害概況	
指定地方行政機関	農林水産省北陸農政局富山農政事務所	農政班	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難状況 ・食料供給状況 ・農地災害の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・FAX ・Eメール
	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所(小矢部出張所・高岡国道維持出張所)	道路住宅班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、河川等の被災状況 ・避難指示等の発令 ・警戒区域の設定 ・交通状況 	
指定公共機関	西日本旅客鉄道株式会社 (金沢支社石動駅、北陸地域鉄道部富山工務管理センター)	企画広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設周辺の被災状況 ・物資の輸送状況 	
	あいの風とやま鉄道株式会社(石動駅)		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設周辺の被災状況 ・物資の輸送状況 	
	北陸電力株式会社 (となみ野営業所)		<ul style="list-style-type: none"> ・停電状況 ・電力関連施設周辺の被災状況 	
	北陸電力送配電株式会社 (となみ野配電センター)		<ul style="list-style-type: none"> ・停電状況 ・電力関連施設周辺の被災状況 	
	西日本電信電話株式会社	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・電話の不通状況 ・電信電話設備周辺の被災状況 	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話、メールの不通状況 ・携帯電話施設周辺の被災状況 			

指定 公共 機関	日本赤十字社富山県支部	災害 救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の負傷・医療状況 ・住民の避難状況 ・炊き出し等の実施状況 ・義援金品の対応状況 	
	中日本高速道路株式会社 (金沢支社)	道路 住宅班	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路周辺、アクセス道路の被災状況 ・物資の輸送状況 	
	日本郵便株式会社 小矢部郵便局	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便事業に対する住民の要望 ・貯金、保険事業に対する住民の要望 ・義援金の対応状況 	

5 被害写真・映像の撮影

被害状況の写真・映像は、被害状況確認の資料として、又記録保存のためにも極めて重要である。各部に記録員をおく。

企画広報班は、各部の記録員の写真・映像のとりまとめを行うとともに、災害全般にわたる写真記録・映像を撮影し、災害応急対策等に活用する。また、報道機関及び一般市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真・映像の収集確保に万全を期するものとする。

6 報道機関の対応

報道機関への情報提供、問合せ、取材等の対応については、広報班が窓口となって対応する。なお、広報班は、本部との連携を密にし、適時正確な情報提供を行う。

第5節 避難の指示等、避難所の開設等

担当課	全課
-----	----

1 避難の指示等

(1) 実施責任者

市長は、災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための立ち退きの指示等を行うものとする。

実施責任区分は次表のとおりとする。

ただし、市長の行う避難の指示等について緊急を要する場合は、消防吏員が指示等を行い得るよう市長の権限の一部を代行させるものとする。

(2) 避難の指示等の措置等

市長等の行う地震時における避難指示等の措置等は次のとおりとする。

指示権者	要件	措置及び方法
小矢部市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。 (災害対策基本法第60条)	1. 地震が発生した場合は、直ちに全力をあげて被害の状況把握に努める。 2. 危険地帯の住民に対して速やかに立ち退きの指示等をする。 3. 事態の状況により危険となった地域に対して、避難先を明示して指示等をする。 4. 職員等を派遣し、指示等の周知・徹底に務め、指定緊急避難場所及び指定避難所へ誘導する。
警察官	1. 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき (災害対策基本法第61条) 2. 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合 (警察官職務執行法第4条)	1. 管内の避難所の実態を勘案し、避難を指示し誘導する。 2. 上記の措置を講じたときは、市長に通知する。 3. 管内地域の状況把握に努め、危険が切迫していることを認めたときは、直ちに避難を指示する。
知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき (地すべり等防止法第25条)	1. 地すべり危険地帯に職員を派遣し、地すべりが予想される異状現象の発見に努める。 2. 地すべりを発見し、又は地すべりが予想される異常現象を発見した時は、危険地域の住民に対して、避難の指示等を周知・徹属する。 3. 上記2つの指示等をしたときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知する。

2 避難指示等の住民への伝達、周知

(1) 放送・通信機器等による伝達、周知

- ア 防災行政無線
- イ 市広報車
災害が予想される地域を集中広報する。
- ウ 消防指令車備付けサイレン、消防車のサイレン及びサイレン無線制御装置
- エ 緊急通話、非常通話
- オ 県及び報道機関に放送を依頼
- カ 市ホームページに掲載
- キ ケーブルテレビにテロップを掲載
- ク 携帯メールを送信（アドレス登録者：市民、自主防災組織、自治会、各関係業者団体など）
- ケ ツイッター
- コ フェイスブック

※信号による伝達（富山県水防信号規則第1条）

	サイレン信号			
避難信号	5秒	2秒	5秒	2秒
	○ ———	休止	○ ———	休止

(2) 自主防災組織を通じた伝達・周知

上記機器による伝達とともに、必要に応じて自主防災組織を通じた伝達を行う。
 本部（住民班）→自主防災組織→各自治会（町内会）→各世帯

(3) 避難指示等の内容

市長その他避難指示等の実施者は、次の内容を明示して行う。

- ア 避難対象地域又は地区
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示等の理由
- オ 主な注意事項
 - ① 火の始末
 - ② 必要最小限度の携帯品の持参（食料、水筒、タオル、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ、服装）

* 避難にあたっての具体的注意事項の周知

避難にあたっては、下記注意事項の周知を図るとともに、平時から啓発を行う。

- ア 避難に際しては、必ず火気危険物等を始末し、戸締りを完全に行うこと。
- イ 会社工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類、ドラム缶の流出防止、発火しやすい薬品、電気ガス等の保安措置を講ずること。
- ウ 避難者は、2食程度の食料、水筒、タオル、チリ紙、最少限の着替肌着、懐中電灯等の照明具、携帯ラジオ、常備薬を携行すること。
- エ 服装は軽装とするも、素足を避け、必ず帽子、頭布等を着し、必要に応じ雨合羽等の防雨、防寒衣を携行すること。
- オ 単独行動は避け、隣近所そろって避難すること。
- カ できれば氏名票を肌に携行すること。（住所、本籍、氏名、年令、血液型を記入したもので、水にぬれてよいもの）
- キ 貴重品以外の荷物（大量の家具衣類等）は持ち出さないこと。
- ク 前各号のうち平素用意しておける物品、その他は非常の標示をした袋に入れておくこと。

(4) 指示文

【文例】 … 第8節「災害広報」参照

3 避難の指示等を行った場合の県への報告

避難のための立退きの指示等をしたときは、速やかに、その旨を県知事に報告するとともに当該区域を管轄する警察署長に通知するものとする。

4 避難の指示等を行った場合の関係機関への通知連絡

避難の指示等を命令したときは、次に掲げる関係機関へ通知連絡し、所要の措置を講ずるよう指示又は要請する。

- 県警本部・・・・・・・・避難活動の実施協力要請
- 県関係出先機関・・・・・・・・避難活動の実施協力要請
- 自衛隊・・・・・・・・県知事を通じて被災者の誘導、収容に対する出動要請
- 報道機関・・・・・・・・指示等の放送要請

5 避難経路の確保

警察官又は消防吏員その他の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう避難経路を確保するため交通を妨げ、又は通行の障害となる荷物等の運搬又は自動車等の運転を制止するほか、通行に支障となるものの排除に努める。

6 避難誘導

震災者の避難にあたって被災者を円滑適切に安全な場所へ避難させるための誘導は次により行う。また、避難誘導については、ホームページ、自主防災会等を通じ、広報を図る

(1) 避難誘導者

避難誘導は次の者が行うものとし、誘導に当たっては色腕章を付け、又は懐中電灯を所持する。

- ア 消防署の職員及び市消防団員
- イ 市災对本部の職員
- ウ 警察官
- エ その他指示権者の命をうけた職員

(2) 誘導の実施

ア 誘導方法

指定緊急避難場所及び指定避難所へ誘導する際の混乱を避けるため、その災害の状況及び地域の実情に応じて安全な避難経路を2箇所以上設定し、広報車等により伝達する。

イ 避難誘導者の任務

避難誘導者は被災者の誘導にあたって、常に次の事項を配慮して行う。

- ① 避難経路の安全度及び支障の有無について常に注意し、危険を認め支障があることを知ったときは、直ちに被災者を他の安全な経路により誘導する。
- ② 避難に障害となる荷物等を運搬する者への警告、制止に努める。
- ③ 避難所及び避難経路その他注意事項を避難者に告げる。

ウ 住民の行動

- ① 自主防災組織、自治会、事業所等は、高齢者等避難、避難指示の発令があった場合は、可能な限り集団避難方式により、段階的に避難所への避難を実施するように努めるものとする。
- ② 上記発令が的確に伝わらない場合においては、住民は、ラジオ等の報道、周囲の状況に応じて、自主的に避難所等へ避難するものとする。
- ③ グラウンド等の緊急避難場所に避難した住民は、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員等と協力し、速やかに当該場所に避難している者及び連絡のとれない住民の把握に努める。

- ④ 当該避難所に危険が迫っている場合は、消防団、市職員、警察官等の誘導により、他の安全な避難所へ移動する。
- ⑤ 自力で避難することが困難な要配慮者に対しては、要配慮者台帳で指定された避難支援者をはじめ、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等が協力して、状況に応じてヘリコプター、車輛、担架、舟艇等を利用し、優先的な避難を実施する。
- ⑥ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での退避等を行う。

7 避難の指示等の解除

避難の指示等をした者は、当該住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められた時は、避難指示等を解除する。

解除の伝達方法は指示等をする際の方法を準用する。

8 警戒区域の設定等

地震により、土砂災害や堤防決壊等による洪水災害などの災害が発生し又は発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、市長は、次の措置をとるものとする。

- ア 警戒区域の設定及びそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- イ 他人の土地の一時使用
- ウ 現場の被災工作物の除去等
- エ 市民を応急業務に従事させること

上記の場合において、市長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は市長の要求があったときは、警察官又は海上保安官が同様の措置をとることができる。また、派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

なお、その他警戒区域の設定に関する事項は、第3編「風水害・火災編」第2章第3節を準用する。

9 避難所の安全管理

避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理をはかるため、避難所には必ず市の職員を配置する。

避難所に配置された市職員は、次の措置を講じる（ただし、避難所管理責任者が選定された後は、当該責任者に引き継ぐものとする）

- (1) 避難所の安全管理上可能な収容人員の把握に努め、収容能力からみて危険があると判断したときは、速やかに本部と連絡のうえ、一部避難者の移動など、適切な措置を講ずる。
- (2) 危険を及ぼすおそれのある物品等の搬入を阻止するほか、混乱の原因となる行為を制止する等、避難所の秩序の維持に努める。
- (3) 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報を収集し、把握に努める。
- (4) 避難所内の衛生管理に努めるとともに、傷病者がいることを認めた場合には、速やかに本部に対し、医療機関への移送を要請する。
また、高齢者・障害者等の要配慮者については、必要に応じ、本部に対し、福祉避難所への移送を要請するなど、適切な措置を講じる。
- (5) 避難所内又は周囲に防御可能と考えられる火災等が生じたときは、避難者をして協力させ、安全を確保する。

- (6) 給食・給水・その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な処置をとり、避難者の不平不満のないよう努める。

10 学校等における避難措置

避難の必要がある場合、小、中、高等学校及び幼稚園その他学校教育法の受ける教育施設並びに保育所（園）（以下「学校等」という。）の管理責任者は次により、児童生徒を迅速、適切に避難させる。

(1) 第一次避難・確認

原則として、次の手順により、避難・確認を行う。

- ア 机等の下に避難
- イ 担任教諭の誘導により、グラウンドに避難
- ウ 人員の点呼確認
- エ 校舎内の巡回確認（在留生徒、火気の確認など）

(2) 第二次避難と確認

第二次避難として、校外避難の必要性が生じた場合は、原則として、次の手順による。

- ア 学校長による被災状況のとりまとめ、災害情報の収集
- イ 校外避難の必要性の判断
- ウ 校外避難の実施
- エ 校外避難の完了
- オ 保護者への連絡
- カ 保護者による引き取り

【校外避難実施上の留意点】・・・資料編「7-4」

(3) 保護者への周知

学校等における避難措置の内容については、予め保護者に対し、手引書・パンフレット等の配布、説明会の開催等により、周知を図る。

11 病院等における避難措置

震災により避難の必要がある場合、病院その他の医療施設及び養護施設等（以下「病院等」という。）の管理者は次により、その施設に収容している者（以下「患者等」という。）を迅速、適切に避難させる。

(1) 地震直後の措置

原則として、次の措置をとる。

- ア 被災状況の把握
- イ 患者の恐怖心等の除去
- ウ 移送先の医療機関、輸送車両、担架等の必要機材の調達・確保
- エ 医師、看護師、職員等の適切な配置

(2) 避難行動の措置

原則として、次のとおり措置する。

- ア 患者等を、症状・身体の状態に応じて区分する。
- イ 歩行不能者は、担架に乗せ輸送車で移送する。
- ウ 歩行可能者は、健康管理に必要な職員を随伴させ、移送する。

(3) 応援協力の要請

患者等の避難に要する車両及び人員が不足するとき、その他独自では避難させることが困難であるときは、病院等の管理者は、市災害対策本部又は最寄りの警察署長に応援協力を要請する。

12 避難所の開設

(1) 避難班は、大規模な災害が発生し、避難を必要と判断されるような事態に至ったときは、本部の指示に基づき、避難所の開設を行う。

ア 避難所の開設準備

避難班は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、避難所の開設に必要な下記の準備を行う。

- ① 避難所に指定した施設及びその周辺の安全確認
- ② 避難所に指定した施設の鍵保管者の確認
- ③ 避難所に指定した施設に派遣する職員の確認

イ 開設する避難所の選定

避難班は、災害の状況及び避難所として指定した施設の安全確認等に応じ、適切な避難所を選定し、本部に報告する。

本部は、上記選定が的確と判断した場合は、避難班に対し当該避難所の開設を指示する。

避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、バラック、テント等の仮設施設により開設するものとする。

必要に応じ、集落の広場及び公民館等の避難所としての利用を、地区自治会等に協力依頼する。

ウ 状況により、市内旅館、ホテルに対し、避難所としての借用に協力を求める。

(2) 開設の担当者

避難所の開設は、避難班が担当する。

ただし、災害の状況により、避難班がすぐに到達できない場合は、次の者が、避難班到達までの間、下記の開設手順を実行する。

- ・各施設管理者
- ・各避難所の指定職員

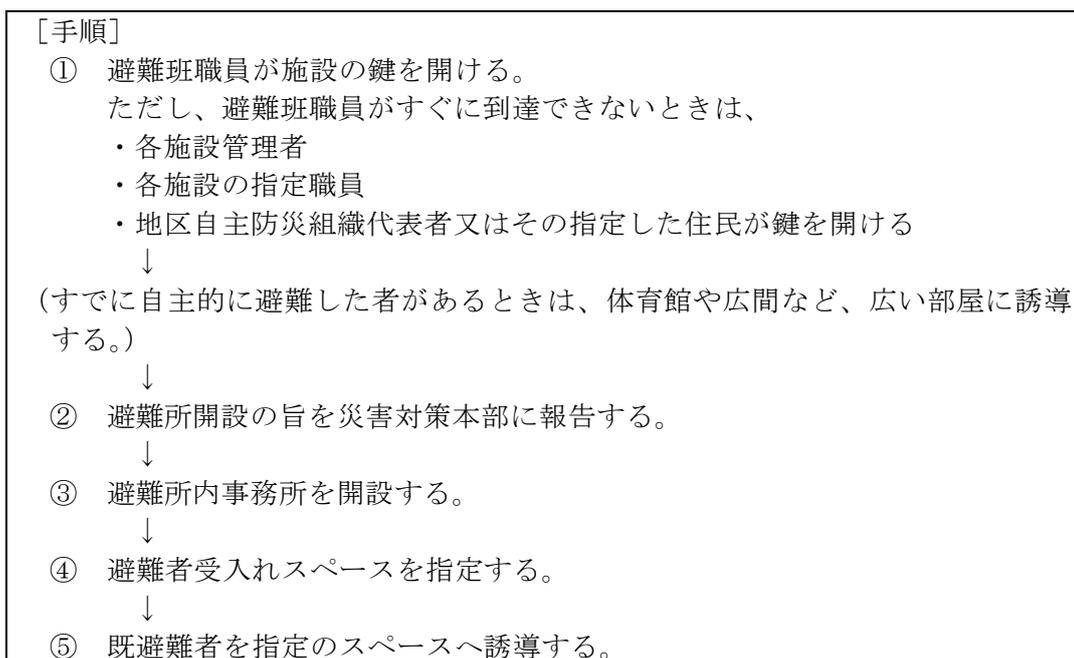
【各避難所の鍵保管者一覧】・・・資料編「7-5」

- ・各避難所に最初に到着した職員

*なお、避難班は、施設の鍵開けを、地区自主防災組織代表者又はその指定した住民に依頼することができるものとする。

(3) 避難所の開設手順

標準的な避難所の開設手順は、概ね次のとおりとする。



↓

⑥ 〔以下、避難所運営の項〕

ア 事務所の開設

避難班は、開設後直ちに、避難所内に事務所を開設する。事務所には避難者からよく判るように「事務所」の表示をする。

なお、避難所を開設した以降は、事務所には必ず要員を常時配置しておく。

事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。

イ 避難所内の区画の設定

避難班は、自主防災組織の代表者等の意見を聞き、避難者の受入れスペースを設定する。スペースを設定したときは、床面にテープ又は掲示等に表示する。部屋割りが可能なときはできるだけ地域毎にスペースを設定する。

部屋割りについては、13「避難所の運営」による。

避難者の指定のスペースへの誘導は当初は担当職員が行うが、早い時期に避難者の代表者に依頼するようにする。

(4) 対象者

ア 災害によって現に被害を受けたもの。

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者・・・全壊（焼）、半壊（焼）等の被害を受け、日常起居する場所を失った者。
- ② 現実に災害を受けた者・・・自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
例えば旅館、下宿屋の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者。

- ① 避難指示等が発令された場合
- ② 避難指示等は発せられないが、緊急避難の必要がある場合

(5) 施設管理者に対する連絡

市長は避難所として使用しようとする建物について、その施設管理者にあらかじめ承諾を得ておくものとする。また避難所を開設するときは、すみやかにその旨を施設管理者に連絡するものとする。

(6) 避難所管理責任者の指定

本部長は、避難所を開設したときは、避難所の維持管理のための管理責任者（以下「管理責任者」という。）を指定し、配置しなければならない。

(7) 管理責任者の任務

ア 避難所の設置報告等

管理責任者は、避難所に配置された後、直ちに次の事項を確認し、本部に報告しなければならない。

- ① 開設の日時、場所及び施設名
- ② 収容人員
- ③ 給食の要否及び給食必要量
- ④ 要配慮者の有無

イ 避難者の代表者等の選任

管理責任者は、地元自主防災組織と協議のうえ、避難者の中から代表者を選任し、その代表者を通じて、避難者の要望等のとりまとめを行うものとする。

(8) 施設の鍵の保管

避難所の鍵は、次の者が保有するものとする。

- ① 避難班（鍵の保管場所は、総務課内とする）
- ② 各施設管理者
- ③ 各避難所の指定職員
- ④ 地区自主防災組織代表者又はその指定した住民

* 避難班職員及び各避難所指定職員は、平常時からそれぞれの施設の鍵（門、建物入り口、各部屋）の保管場所を確認するとともに、実際に開設の訓練を実施しておくこと。

【各避難所の鍵保管者一覧】・・・資料編「7-5」

(9) 実施体制

13「避難所の運営」に併せて記載する。

(10) 活動時期の目安

発災	1 h	6 h	12 h	1 日	3 日	1 週
	開設					

13 避難所の運営

(1) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(2) 市はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。

※避難所運営委員会は、各自治会等から選出された委員並びに市役所、学校関係者をもって構成する。

(3) 管理要員は、避難所に収容されている避難者の人数、氏名、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により市の災害対策本部へ連絡する。

市災害対策本部は、住民の避難状況を学区別、避難所別にとりまとめ、県災害対策本部総務班へ電話、携帯電話及び電子メール等により連絡する。

また、避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。

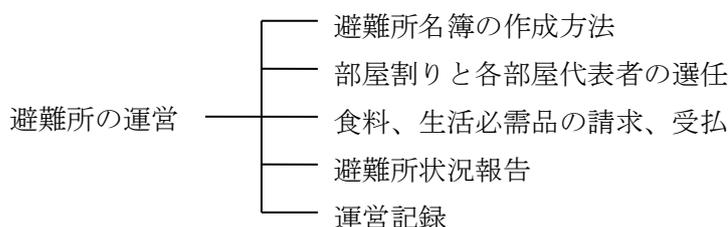
- ア 避難者名簿
- イ 物資管理簿
- ウ 避難所状況報告
- エ 避難所設置に要した支払証拠書類
- オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類

(4) 市は、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。

(5) 市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や災害時要援護者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、避難者の過密抑制など感染症対策に十分配慮し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(6) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(7) 運営にあたっての主な手続き・手順等



ア 避難者名簿の作成方法

避難班は、避難所を開設し、避難者の受入れを行った際には直ちに避難者名簿を作成する。名簿の作成は、避難者に避難者カード（別記様式）を交付し、避難者各人が記入する。自分で記入のできない場合は、他の避難者の協力を依頼するか避難班で記入する。避難班は、避難者カードを集計整理し避難者名簿として管理する。避難者名簿は、避難者カードを基に転記するか又は避難者カードそのもののコピーを利用するなど状況に応じて作成する。なお、都合で避難所の変更があるときは、当該避難所を退出する際に本人の避難者カードを交付し、新避難所に提出するよう指示する。

【避難者名簿】・・・様式集「様式7」
 【避難者カード】・・・様式集「様式8」

イ 部屋割りと各部屋代表者の選任

部屋割りは、避難所内での指示伝達、意見の把握をより効率的に行うための区分けである。部屋割りの単位は、地区単位や部屋単位等とし、適当な人員（30人程度）で編成する。実際の区分けにあたっては、原則として地元自主防災組織に委ねる。各部屋には代表者を選定し、以後は全ての情報の受渡しはこの代表者を經由して行う。

各部屋の代表者の役割 ① 避難班からの指示、伝達事項の周知 ② 避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告 ③ 物資の配布の指示 ④ 各避難者の要望のとりまとめ
--

ウ 食料、生活必需品の請求、受払

避難所管理責任者は、各避難所に集約した食料や生活必需品のうち、そこで調達不可能なものについて、本部へ要請する。また、到着した食料や物品を受入れ、各部屋ごとに配布する。この際、「物品受払簿」に記帳する。

【物品受払簿】・・・様式集「様式9」

エ 状況報告及び運営記録

避難所の運営に際し、傷病人の発生等必要に応じて本部へ報告する。

また、特段の異常がなくとも1日に1回午前10時に集約のうえ本部へその旨を報告する。
 避難所内での運営の状況について、「避難所日誌」に記録する。

【避難所日誌】・・・様式集「様式10」

(8) 実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
避難班	避難所開設・運営		職員2名	班数は状況により設定する。 状況に応じ、応援を要請する

(9) 活動時期の目安

発災	1 h	6 h	12 h	1 日	3 日	1 週	
	開設						
		避難所運営					

14 避難所の開設期間

- (1) 緊急避難場所の開設期間は、1日程度を目安とし、避難した者は、周辺の安全が確認された後は、速やかに避難所へ移動するものとする。
- (2) 避難所の開設期間は、7日以内を目安とし、できるだけ早期に応急仮設住宅の提供、住宅の応急修理の実施、公営住宅・民間アパートの斡旋等により、被災者の生活の場の確保を図る。

15 福祉避難所の開設

- (1) 福祉避難所の役割
 高齢者や障害者など避難所生活に特別な配慮が必要な人に対して、適切な介助等の生活支援を行うことのできる二次避難所として開設するもの。
- (2) 福祉避難所となる施設
 予め市長と協定を締結した福祉施設等とする。
 【福祉避難所協定施設】・・・資料編「13-3」
- (3) 福祉避難所の利用対象者
 高齢者、障害者、妊婦、乳児、病弱者等（以下「要配慮者」という）とする。
- (4) 福祉避難所利用者の選定と移送
 ア 避難所の管理責任者は、避難者の中の要配慮者について、その状況を把握し、福祉避難所への移送の可否を判断する。
 イ 移送が必要な要配慮者が認められた場合は、管理責任者は、対策本部に、その氏名、心身の状況、家族状況等を連絡する。
 ウ 対策本部は、管理責任者からの報告をもとに、福祉避難所利用の可否を決定し、管理責任者に連絡する。
 エ 福祉避難所の利用者は、原則として、災害対策本部の手配において、移送する。困難な場合は、福祉施設等によって移送する。

(5) 福祉避難所の運営

福祉避難所の運営は、当該福祉施設等が行う。

(6) 介助員等の確保

福祉避難所への避難者の介助等において、当該福祉施設等の人員が不足する場合は、対策本部において、他施設やボランティアの協力等により確保する。

(7) 必要な物資の調達

福祉避難所の運営に必要な物資は、対策本部が調達する。ただし、やむを得ない場合は、当該福祉施設等の物資を流用して使用する。

(8) 費用の負担

福祉避難所の運営に必要な人件費、用具費等の費用は、市が負担する。

(9) その他

その他、福祉避難所の運営に必要な事項は、別に定める。

16 外国人の支援対策

(1) 外国人の救護

市は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

市は、県及び報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

17 精神保健対策

震災のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

18 家庭動物の保護等

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。

市は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

また、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。

第6節 救出・救助活動

担当課	消防署、総務課
-----	---------

地震による建物倒壊等のため、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に捜索、救出し、保護を図るものとする。

1 実施機関

災害による要救助者の救出は、市長が実施し、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき、市長が実施するものとする。

2 救出

(1) 救出対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者。

- ア 火災時に逃げ遅れた者
- イ 倒壊家屋の下敷きになった者
- ウ 山津波、地すべり等により生き埋めになった者

(2) 救出方法

災害のため救出を要する者が生じた場合、本部長の指示により、消防署に救出隊を設置する。

救出隊の人員は、災害の規模により、本部長又は消防長が指示する。

各地区現場本部は当該管轄消防署又は分団、その他適当な施設に設置する。

- ア 消防署、消防団が相互協力し、その管轄区域の救出方法を決定し、各消防隊が単位となって救出活動を行う。ただし、特殊救出技術を要する場合は、その状況により機械力をもつ必要な救助隊を派遣する。
- イ 救出した負傷者は直ちに救急車をもってその症状に適合した救急病院等へ搬送する。負傷者多数の場合はその状況を本部へ通報し、更に救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られないときは、一般車両の協力要請を本部と協議して決定する等適宜臨機の処置を行うものとする。
- ウ 救出のために派遣出動を命ぜられた隊は、その主目的の活動が完了したときは、他の災害地出動体制をすみやかにとるものとする。

(3) 救助用機械器具の調達

要救助者の状況に応じて救出作業に必要な人員、設備、機械器具（救助用装備、建設用車両等）を利用して救出を行い、調達が不足又は困難なときは、建設業者、区域住民等の協力を得るものとする。

【主な建設機械の状況】・・・資料編「6－8」

3 関係機関等との協調

(1) 自衛隊派遣要請（第2章第9節参照）

地震等により要救助者が多数発生した場合で、救助隊において救出困難と認められるときは、本部長（本部長に事故ある時は、副本部長）は、知事に対し、自衛隊の派遣を要請する。派遣要請の手続きは総務課が担当する。

派遣要請にあたっては、第9節「自衛隊の派遣要請依頼」による。

(2) 警察との連絡

罹災者救出については、警察署と十分な連結をとり円滑な活動を実施する。

(3) 医療機関との連絡協調

救出業務を実施するにあたり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、富山県医師会、小矢部市医師会を通じ、随時、連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。

4 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第7節 消火活動

担当課	総務課、消防署、企画政策課
-----	---------------

大規模地震が発生した場合、同時多発火災の発生やその延焼拡大により、多くの人命の危険が予想される。このため、市民、自主防災組織及び事業所等は可能な限りの初期消火を行う。

一方、消防は市民等に呼びかけを行い、全機能をあげて避難の安全確保、延焼の拡大防止に努める。

1 市民の活動

地震が発生した場合、市民は、まず身の安全を確保し、出火の防止と初期消火に努める。

- ア 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消す。
- イ プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの前バルブをそれぞれ閉止する。
- ウ 電気器具は電源コードをコンセントからははずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるろうそく等の火気の使用に注意を払う。
- エ 火災が発生した場合は消火器等で消火活動を行うとともに、隣人に大声で助けを求める。

2 自主防災組織、事業所の活動

(1) 自主防災組織の活動

- ア 震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- イ 火災が発生したときは、消防に通報するとともに、消火器、可搬式動力ポンプ等を活用し、河川、プール等あらゆる水利を活用して自主的に初期消火活動にあたる。
なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。
- ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

(2) 事業所の活動

- ア 火気の停止、ガス栓閉止の確認、ガス、石油類等の流出等異常の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
- イ 従業員は火災を発見した場合、事業所内の防災センター・守衛室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ウ 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物に引火するなどして火災になり、拡大すると判断される場合は、付近の住民に避難を呼びかける。
- エ 必要に応じて従業員、顧客の避難誘導を行う。その際、誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

3 消防機関の活動

消防機関は、火災状況を把握すると同時に、効率的な消火活動を行い、早期鎮圧と延焼阻止に努める。

(1) 消防署等の活動

- ア 火災発生状況の把握
消防署は、住民からの通報、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターからの情報提供により火災、倒壊家屋、道路の通行状態等災害の概括的な状況を早期に把握し、防災関係機関に連絡する。
- イ 職員の参集体制等
消防署は、地震の規模に応じて職員の参集基準を明確にするなど職員参集体制を確立する。

また、職員は、参集途上経路における火災の発生状況、倒壊家屋、道路の損壊等の被害状況を把握するとともに、消防署は、被害に対応した消防活動対策を定める。

ウ 消防活動

消防署等は、震災時において、防災行政無線、広報車、消防防災ヘリコプター等あらゆる手段を用いて県民や事業所に出火の防止と初期消火の徹底を期するよう呼びかける。

エ 消火活動方針

消防団と協力しながら把握した情報をもとに火災の種類、規模に応じ、迅速かつ効率的な消防活動を行う。

- ① 火災が多発し、個々の消防隊では対応できない場合は、部隊の集中運用、消防防災ヘリコプターを活用するなど効果的な消火活動を展開し、人命の確保と重要地域の防御にあたる。
- ② 火災が延焼拡大し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難路や避難地の確保等避難者の安全確保対策を優先的に実施する。
- ③ 人命救助事象が発生した場合は、消火活動に優先して救助活動にあたる。
- ④ 工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合又は既に同施設等が延焼している場合には、住民の立入禁止、住民の避難誘導の安全措置を講ずるとともに、周辺地域の延焼阻止など被害の拡大防止のため、消防力の集中運用により鎮圧を行う。

⑤ 延焼阻止線

延焼火災を阻止するため、地形、地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して延焼阻止線を設定する。

- ⑥ 地震発生後、数日を経ても火災の発生が予想されるので、住民に対して、消防団と連携し出火防止の広報活動を行う。

⑦ 重要施設に対する消火活動

避難者の収容施設、救護物資の集積場所、病院等の救護施設、応急復旧に直接必要な防災対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設等、重要施設及びその周辺区域に対して重点的な消火活動を行う。

オ 広報活動の実施

企画広報班は、消防署と連携し、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、報道機関への報道依頼等による住民への広報を実施し、被害の発生防止、拡大防止に努める。

(2) 消防団の活動

消防団は地域に密着した消防機関として、管轄区域の被災情報の収集、出火防止等の住民指導のほか、火災その他の災害に対して現有装備を活用して消防活動にあたる。

ア 出火の防止

地震の発生と同時に付近の住民に対し、出火の防止と初期消火の呼びかけを行う。

イ 情報収集活動

携帯無線機、自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、消防署等に伝達する。

ウ 消火活動

消火活動あるいは避難道路、避難地確保のための消火活動を行う。

エ 救助救急活動

要救助者の救助と負傷者に対する止血等の応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

オ 避難方向の指示

避難指示等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等の確かな情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難所の防護活動を行う。

4 消防応援要請

市は、自ら救助・救急活動を実施することが困難な場合、県内他市町村や県へ応援要請を行う。

(1) 県内他市町村への応援要請

県内他市町村への応援要請は「富山県市町村消防相互応援協定」又は消防組織法第43条による知事の指示により行う。

(2) 緊急消防援助隊の出動要請

緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。

- ア 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況
- イ 応援要請日時、必要応援部隊
- ウ その他の情報（必要資機材、装備等）

(3) 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備

消防署は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

- ア 地理の情報（広域地図、住宅地図等）
- イ 水利の情報
 - ① 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - ② 水利の所在地
 - ③ 水利地図（広域地図、住宅地図等）
- ウ ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報
- エ 住民の避難場所の情報
- オ 野営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

5 惨事ストレス対策

消火活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第8節 災害広報

担当課

企画政策課

1 広報資料の作成

企画広報班は、各部と緊密な連絡を図り、災害状況及び応急措置の状況等の報告資料について写真（ビデオ、写真、航空写真を含む）を中心に収集作成する。

2 報道機関に対する発表並びに依頼

（1）報道機関への発表

災対総務部長は、事項の軽重、緊急性等を検討したうえで、企画広報班を統一的な窓口として、報道機関に対し、災害に関する情報を発表する。

発表に当たっては、災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難の指示等及び注意事項等を簡潔に取りまとめて行う。

企画広報班は、必要に応じ、休日・夜間においても発表できる職員体制をとるものとする。

発表する報道機関は、原則として、新聞社・テレビ局・ラジオ局とする。

発表にあたっては、原則、FAX又はEメールを利用する。また、状況に応じて、合同報道発表の場を設定して行うものとする。

（2）報道機関への報道依頼

住民へ周知徹底の必要のある事項については、報道機関に、速報報道を依頼する。

[依頼事項の例]

- ① 災害による被害を最小限にとどめるための事前対策
- ② 災害対策本部の設置又は解散
- ③ 地震情報
- ④ 河川、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）
- ⑤ 火災状況（発生箇所、被害状況等）
- ⑥ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
- ⑦ 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）
- ⑧ 給食、給水実施状況（供給日時、量、対象者）
- ⑨ 医療救護所の開設状況
- ⑩ 避難所等（避難所の位置、経路等）
- ⑪ 道路障害物、し尿の状況並びに除去見込み
- ⑫ 衣料、生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ⑬ 防疫状況と注意事項
- ⑭ 住民の心得、人心の安全及び社会秩序保持のため必要な事項
- ⑮ 非被災地住民へのお願い

（例）

- ・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしない。
- ・救援物資の梱包は、仕分け作業が円滑に実施できるよう、梱包を解かなくても物資の種類、量、サイズがわかるようにして被災地に送付する。

3 一般住民に対する広報及び広聴活動

（1）広報活動

一般住民に対する広報は、企画広報班が、災害情報及び応急措置の状況をまとめて広報する。企画広報班は、必要に応じて、休日・夜間においても住民への広報ができる職員体制をとる。

災害発生前の広報では、予想される災害の規模、動向等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、報道機関に依頼し広報を行うほか、防災行政無線、広報車等を利用して広報活動を行う。

被害発生後の広報では、被害の程度、避難指示等、応急措置の状況等が確実に伝わるように広報する。

広報の内容は前記の報道機関に対する発表内容に準じて行い、防災行政無線、広報車、新聞広告、新聞折込み、住民組織等をもって周知を図る。

ア 広報の媒体（手段）

小矢部市が市民に対して実施する広報の手段は、防災行政無線、広報車並びに地区の代表者、自治会長を通じて行うものとする。

また、必要に応じて職員による現場での指示やビラ、広告等を作成し現地で配布、掲示する。

広報の媒体の選定は、広報班が状況を判断のうえ適切な媒体を選定する。

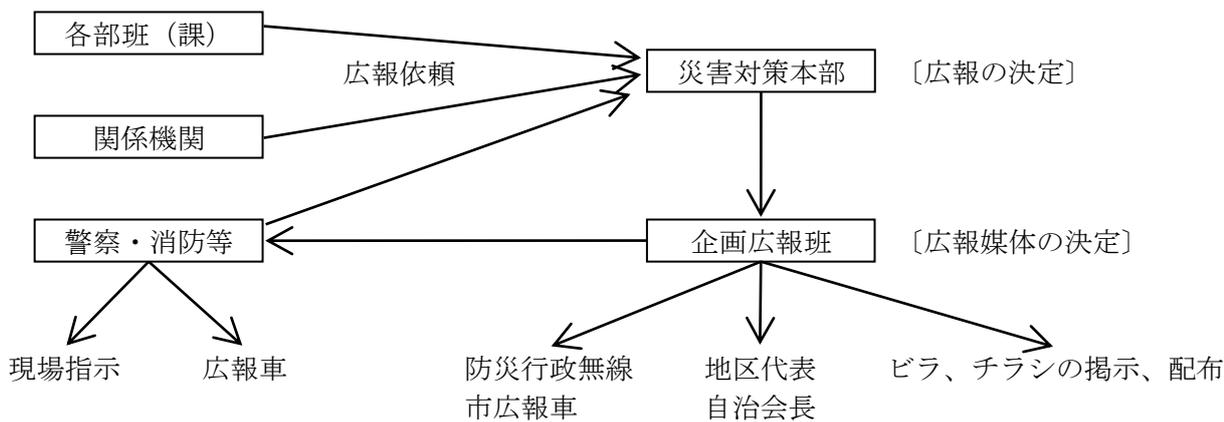
- ① 緊急に伝達する必要があるもの（避難指示（緊急）・火災防止指示等）
→ 防災行政無線、広報車、地区代表者、現場での指示
- ② 一斉に伝達するもの（地震情報、安否情報、救護所等）
→ 防災行政無線、広報車、地区代表者
- ③ 時期又は地域を限って行うもの（復旧状況、防疫、清掃、給水等）
→ 防災行政無線、広報車、地区代表者、現場での指示、ビラ、広告

イ 広報の決定

災害時に小矢部市が行う広報は、

- ① 災害対策本部の自主的な判断によるもの
- ② 各担当部班、防災関係機関からの依頼によるもの

がある。いずれの場合であっても、広報を実施することの判断は災害対策本部長が行う。指揮命令系統の一本化を図る上からも、各部班から企画広報班へ、直接、広報を依頼してはならない。（次図を参照）



※ 広報の印刷、配布手続についても、企画広報班が責任をもって実施すること。

(ア) 地震時、火災時の広報

- ① 地震情報、余震情報の伝達文・・・案文1
- ② 被害の状況・・・案文2
- ③ 火災発生の状況・・・案文3
- ④ 交通の状況・・・案文4

- (イ) 避難、救護に関する広報
 - ① 高齢者等避難の周知・・・・・・・・案文5
 - ② 避難の指示等、誘導・・・・・・・・案文6
 - ③ 救護対策の周知・・・・・・・・案文7
 - ④ り災者の避難収容場所の周知・・・・・・・・案文8
 - ⑤ 防疫、保健衛生に関する注意・・・・・・・・案文9

ウ 各関係機関との調整

小矢部市災害対策本部が設置されたときには、防災関係の各機関は本部要員の他に連絡員を本部に待機させる。

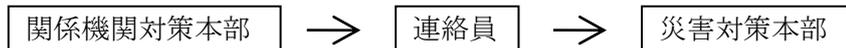
(ア) 災害対策本部が広報を実施したとき

災害対策本部は、広報を実施した時は直ちに関係する連絡員にその旨を通知する。連絡員は、その旨を所属機関に報告する。



(イ) 関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、連絡員を通じて直ちに災害対策本部へ通知すること。



通知の内容は、次のとおりとする。

- ① 広報を実施した日時
- ② 広報の目的
- ③ 広報内容の機要

このうち、実施した日時については、混乱防止のうえで特に重要である。

(2) 広聴活動等

市は、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、次のとおり広聴活動等を実施する

ア 広聴活動の実施

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡し、適切な処理に努めるとともに、地域住民の安否情報の収集に努めるなど、強力な広聴活動を実施する。

イ 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

4 要配慮者（外国人を除く。）への広報

市庁舎を拠点として、民生委員児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、高齢福祉推進員、ボランティア等を通じ可能な限りの広報を行う。また、要配慮者の関係団体の協力を得て広報を行う。

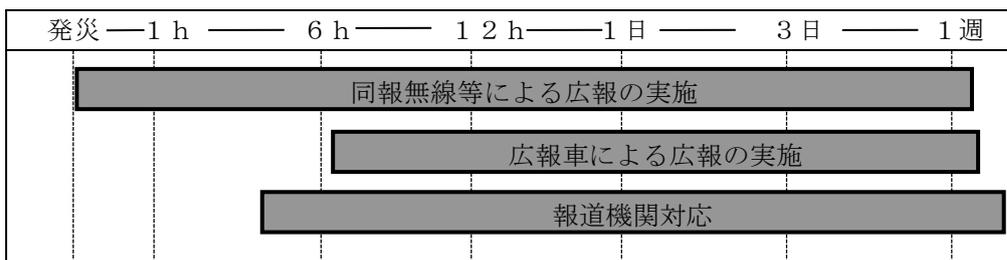
5 外国人への広報

企画広報班を拠点として、外国人の団体及びボランティアの協力を得ながら、必要な情報の可能な限りの広報を行う。その際、できる限り多言語化に努める。

6 実施体制

1 班	活動項目	各項目の構成員	備考
企画広報班	連絡調整・報道機関対応	職員 2 人	状況に応じ応援を求め る。
	広報実施・広報車	職員 3 人	

7 活動時期の目安



【機関別の広報・報道内容】

機関名	広 報 ・ 報 道 内 容
小矢部市 (企画広報班)	① 災害情報、市の防災態勢に関すること ・ 地震の規模 ② 避難に関すること ・ 避難の指示等 ・ 収容施設 ③ 応急対策活動の状況に関すること ・ 交通、道路、電気、水道等の復旧 ④ 市民生活に関すること ・ 給食、給水 ・ 電気、ガス等の二次災害の防止 ・ 防疫、衛生の知識 ・ 臨時災害相談所の開設 ・ 安心情報、デマ情報の防止 ・ 市民の士気、相互扶助精神の高揚
小矢部消防署	① 火災の発生防止、初期消火に関すること ② 火災の発生状況に関すること ③ 救護所の設置に関すること ④ 避難に関すること
小矢部警察署	① 被害状況、治安状況、救援活動、警備活動 ② 感電、転落、落下物等の事故防止 ③ 道路交通に関すること ④ 防犯指導等の犯罪予防に関すること ⑤ 避難に関すること
関係防災機関	① 機関の活動態勢に関すること ② 電気、ガス等の二次災害の防止に関すること ③ 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること

○広報案文

〔案文1〕地震情報、余震情報の伝達文

【直後】

- ◎ ただいま、大きな地震がありました。市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。声をかけあって、まず、火の始末をしましょう。
- ◎ 先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇kmと推定されます。
小矢部の震度は、「震度〇」でした。
今後も、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。

【10分後】

- ◎ 〇〇地方の地震はおさまりました。今後、余震が予想されますが、余震は本震ほど強くありません。もう恐れる必要はありません。
- ◎ 皆さん！余震をおそれず、落ち着いて行動して下さい。
崩れかかった物や落ちやすい物には、十分注意して下さい。

〔案文2〕被害の状況

- ◎ これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方〇〇人、
重傷者〇〇人、
全壊家屋〇〇棟、
行方のわからない方〇〇人
軽傷者〇〇人
半壊家屋〇〇棟
- ◎ 現在、市内の電気、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っておりません。
ラジオ等の情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動して下さい。

〔案文3〕火災発生の状況

- ◎ 〇〇町付近で火災が発生しています。〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎ 現在、〇〇地区の火災は、(〇〇方面へ)燃え広がっています。
〇〇地域の住民の方は、直ちに〇〇へ(〇〇方面へ)避難して下さい。

〔案文4〕避難の準備の周知

- ◎ 現在、〇〇地区は〇〇のため危険な状態になりつつあります。
いつでも避難できるように準備をして下さい。避難する際の荷物は非常持ち出し品など最小限に止めて下さい。
- ◎ 市民の皆さん、避難の用意をして下さい。〇〇町付近で火災が発生しています。飛火に注意して下さい。お年寄りや子供さんは安全な〇〇公園へ早めに避難して下さい。

〔案文5〕避難の指示等、誘導

- ◎ お知らせします。〇〇町周辺は、〇〇のため避難指示が出されました。
避難先は〇〇小学校です。戸締りをして家族揃って早く避難して下さい。
- ◎ 〇〇町の方は〇〇公園、〇〇小学校に避難して下さい。
- ◎ ただいま、〇〇町一帯に避難指示が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで〇〇公園に避難して下さい。

〔案文6〕 交通の状況

- ◎ 現在、市内のすべての道路（〇〇通り）が〇〇のため車両の通行が禁止されています。市民の皆さん、自動車は使用しないで下さい。ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。
- ◎ 現在、市内を運行しているバスは、〇〇通りを走っている〇〇交通の〇〇行きです。その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

〔案文7〕 救護対策の周知

- ◎ 負傷者の臨時救護所が〇〇に設けられています。けがをされた方は〇〇に行ってください。
- ◎ 負傷者の収容についてお知らせします。〇〇付近でけがをされた方は（所在地）の〇〇病院に収容されています。

〔案文8〕 被災者の避難収容場所の周知

- ◎ 避難所のお知らせをいたします。被災者の避難所は、〇〇と〇〇に設置されています。お困りの方は直接避難所においてになるか、市役所にご相談下さい。

〔案文9〕 防疫、保健衛生に関する注意

- ◎ 市民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意して下さい。また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けて下さい。食中毒症状の時は砺波厚生センターに連絡して下さい。

第9節 自衛隊の派遣要請依頼

担当課

総務課

災害により、人命又は財産保護のため必要な応急対策又は災害復旧を実施するため急を要し、かつ市において実施不可能あるいは困難であると認めた場合は、市長（不在の場合は、①副市長②教育長）は知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

1 災害派遣の要請

(1) 災害派遣要請基準

人命救助及び財産保護のため緊急の措置を必要とする場合の自衛隊に対する災害派遣要請の基準は次のとおりとする。

- ① 人命救助のため、応援を必要とするとき。
- ② 救助物資の輸送のため、応援を必要とするとき。
- ③ 橋梁・主要道路・堤防・護岸の応急復旧に必要とするとき。
- ④ 防疫、給水、炊飯及び通信支援などの応援を必要とするとき。

(2) 災害派遣要請依頼

市長（総務班）は、前記の「災害派遣要請基準」に照らし、自衛隊の災害派遣が必要と判断する場合は、知事（県防災・危機管理課）に対し、災害派遣要請依頼書を提出するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、事後速やかに派遣要請依頼書を提出するものとする。

また、知事と連絡がとれない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知し、事後速やかに知事にその旨を報告するものとする。

(3) 派遣要請書の記載事項

- ア 災害時の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項
- オ 提出部数2部

【自衛隊災害派遣要請依頼書】・・・様式集「様式11」

2 災害派遣部隊の受入れ

(1) 受入れ準備

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期するものとする。

- ア 自衛隊の宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備すること。
- イ 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名し、現地に派遣すること。
- ウ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保を整えるとともに、作業計画をたてておく。
- エ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること。
- オ 自衛隊災害派遣の広報を実施し、住民の士気の高揚及び受入体制の整備を確保すること。

(2) 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

なお、派遣部隊到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

- ①派遣部隊の長の官職氏名
- ②隊員数
- ③到着日時
- ④従事している作業内容及び進捗状況

3 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに知事に対して文書をもって撤収要請を依頼するものとする。

【自衛隊撤収要請依頼書】・・・様式集「様式12」

4 経費の負担

(1) 市長は、災害派遣部隊の受入れに際して、応急対策、復旧等に必要な資機材の借用、代価及び役務の費用、宿泊施設等の借上料、損料、入浴料、光熱水費、電話等通信費、消耗品費、補償費、中日本高速道路株式会社等の管理する有料道路以外の有料道路の通行料等防災活動に要する費用を負担する。

(2) 市が必要品を所有していない場合において部隊が使用した消耗品等は、原則として市が経費負担（代品弁償を含む）するものとする。

(3) 災害派遣部隊等の給食、装備資機材、被服の整備損耗・更新、燃料及び災害地への往復に要する費用（民間の輸送力を利用する場合及び有料道路の通行料は除く。）は、自衛隊の負担とする。

(4) 前3項に定める経費の負担区分に疑義が生じた場合は、市長と派遣部隊の長との間で協議して定めるものとする。

5 知事に対する自衛隊の派遣要請が困難な場合の対応

通信手段の途絶等により、知事に対する自衛隊の派遣要請が困難な場合は、市長は、下記の部隊に、直接、災害状況を報告し、知事との協議を要請する。

【自衛隊連絡先】	（電話）	（所在地）
陸上自衛隊第14普通科連隊	076 (241) 2171	金沢市野田1-8
" 第382施設中隊	0764 (33) 2392	砺波市鷹栖出
航空自衛隊第6航空団	0761 (22) 2101	小松市向本折町戊267

第10節 広域応援要請依頼

担当課	総務課、消防署
-----	---------

発生した災害に対し市のみでは対応が困難なときは、次のとおり県及び近隣公共団体等に応援を要請し、迅速な対応を図るものとする。

1 応援協力要請

(1) 県に対する応援要請

ア 災害対策基本法に基づく広域協力要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき知事に応援要請をするにあたっては、市長は、県災害対策本部（県防災・危機管理課）に対して、下記事項を記載した文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は、無線又は電話等をもって要請し、後日、速やかに文書を送達する。

この場合、以下の事項を明らかにしたうえで県知事に要請する。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を希望する人員、物資等
- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要事項

イ 富山県消防防災ヘリコプターの出動要請

富山県消防防災ヘリコプター応援協定（平成8年3月28日締結）による。

① 要請の範囲

市長は、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、県知事政策局長（以下「統括管理者」という。）に消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

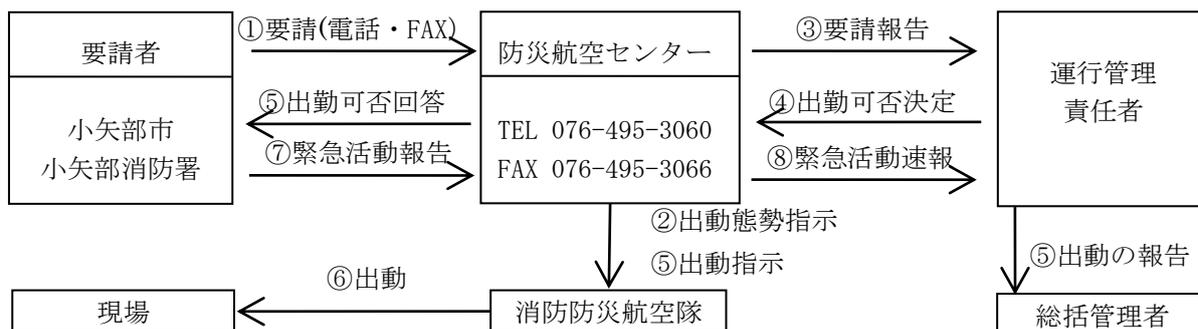
- i) 救急搬送等の緊急性があると認められる場合
- ii) 市の消防では、災害の防御等が著しく困難と認められる場合
- iii) その他、ヘリコプターの出動が必要であると判断される場合

② 要請の方法

市長は、統括管理者に対し、次の事項を明らかにして、出動要請するものとする。

- i) 災害等の種別
- ii) 災害等の発生日時、場所及び被害の状況
- iii) 災害等の発生現場の気象状況
- iv) 災害等の現場の最高指揮者の職及び氏名並びに当該最高指揮者との連絡方法
- v) 場外離着陸場の所在地及び受入体制
- vi) 支援に要する資機材の品目及び数量
- vii) その他必要事項

③ 要請の流れ



(2) 他の消防機関等に対する応援要請

他の消防機関への応援要請については、消防組織法第 42 条に基づく相互応援協定（「富山県市町村消防相互応援協定」）に基づき、消防署が実施する。

(3) 他市町村への応援要請

被害の程度によって、他市町村等への応援要請が必要と判断されるときは、市長は、当該市町村長に対し、原則として、上記(1)の事項を記載した文書をもって要請する。（災害対策基本法第 67 条）

なお、災害相互応援協定を締結している市町村への応援要請にあたっては、協定に定める手順による。

【災害時相互応援協定を締結した自治体】・・・資料編「13-1」

(4) 緊急消防援助隊応援要請

富山県緊急消防援助隊運用要綱第 3 条に基づき、市長が知事に応援要請を行う。

- ① 緊急消防援助隊の出動要請
- ② 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備

(5) 広域緊急援助隊の応援要請

市長（総務班）は、災害の状況に応じて、富山県警察本部に対し、広域緊急援助隊の出動を要請するものとする。

* 広域緊急援助隊

都道府県の枠を越えて迅速かつ広域的に災害警察活動を行うことを目的として、各都道府県警察等に設置されているもの

(6) 公共的団体、民間団体等に対する要請

市長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請するものとする。

2 応援の受入れ

(1) 連絡体制の確保

市が応援を受け入れる場合、所管する部は連絡責任者を指定し、本部との連絡体制を確保する。

(2) 受入れ拠点の指定

本部は、上記の応援を受け入れる場合、公園等を受入れ拠点として指定する。同時に、応援職員についての宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難なときは、県災害対策本部等の協力を求めて確保するものとする。

(3) 活動の調整

応援活動の調整は、各部の連絡責任者が窓口となつて行う。

(4) 応援活動における担当の業務

担当の業務は、おおむね次のとおりとする。

- ア 火災防ぎょ活動
- イ 水防活動
- ウ 人名救助
- エ 負傷者の搬送
- オ 死体の捜索・収容
- カ 給食・給水
- キ 防疫
- ク その他緊急を要する業務

(5) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市で負担する。

3 職員の派遣要請・斡旋要請

(1) 区分

災害応急対策又は災害復旧のため市長等が必要があると認めたときには、以下の区分により職員の派遣要請又は職員派遣の斡旋の要請を行う。

*なお、ここでの職員の派遣は、職員個人の有する技術・知識・経験等に着眼したもので、原則として長期にわたり、身分的にも派遣先、派遣元の身分を併任させるものである。

ア 職員の派遣要請

- ・ 県知事、他市町村長に対する職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）
- ・ 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条）

イ 職員派遣の斡旋要請

- ・ 県知事に対する職員派遣の斡旋要請（災害対策基本法第 30 条）

(2) 手続き

職員派遣の要請または職員派遣の斡旋要請の手続きは、次のとおり行う。

ア 県等の機関に対する職員派遣の要請手続き

市長は、下記事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関又は特定公共機関又は県に対して、職員の派遣を要請するものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> a 派遣を要請する理由 b 派遣を要請する職員の職種別人員数 c 派遣を必要とする期間 d 派遣される職員の給与その他の勤務条件 e その他職員の派遣について必要な事項 |
|--|

イ 知事に対する職員派遣の斡旋要請

市長は、下記事項を記載した文章をもって、知事に対して、指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣について、斡旋を求めるものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> a 派遣の斡旋を求める理由 b 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 c 派遣を必要とする期間 d 派遣される職員の給与その他の勤務条件 e その他職員の派遣の斡旋について必要な事項 |
|---|

*なお、派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第 32 条、同施行令第 17 条、第 18 条、第 19 条等に定めるところによる。

4 警察官の出動要請

各部班は、警察官の出動を要請する場合には、本部を通じ所轄警察署長に対し、出動を要請する。本部に要請を依頼するいとまがないときは、当該部班において直接要請し、その旨を本部に報告する。
なお広域的かつ迅速な災害警察活動部隊として、広域緊急援助隊があり、本部は警察本部に対し、必要に応じこの部隊の派遣を要請する。

5 災害相互応援

市長は、知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別の事情がない限り要請に応じるものとする。

【災害時相互応援協定を締結した自治体】・・・資料編「13-1」

6 交代要員の確保

広域応援要請を依頼した場合は、活動の長期化に備え、交替要員の確保をするものとする。

7 常備消防の広域化

消防機能については、大規模な災害に備え、一時的な広域応援に頼るのみではなく、市町村の枠を超えた常備消防の広域化が必要である。
このため砺波地域消防組合との関係強化等を進めていくものとする。

8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。
市長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行う。当該派遣要請を受けた国土交通省は、迅速にこれに応ずることとしている。

第11節 交通規制

担当課	都市建設課
-----	-------

災害時において道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、又は復旧工事のため止むを得ないと認める場合、市長（道路管理者）は交通規制を行うものとする。

1 交通規制の実施責任者

(1) 道路管理者

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な交通規制をする。

(2) 警察機関

災害により交通施設等の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知した場合、並びに災害応急対策に従事する者又は災害応急対策物資で緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、速やかに必要な交通規制をする。

(3) 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に密接な連絡をとり、交通規制をしようとするときは、あらかじめ、その規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へ、それぞれ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後において速やかにこれらの事項を通知する。

【交通規制の実施責任者及び実施範囲】

区分	実施者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	(道路法（昭和27年法律第180号）第46条） 1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、止むを得ないと認められる場合
公安委員会	警察官等	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要と認めるとき (道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条、第5条、第6条） 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要と認めるとき 2 道路の損壊、火災の発生、その他の事情にて道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

2 緊急輸送確保のための交通規制

被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認める時は、県公安委員会に次の処置を要請するものとする。

(1) 交通が輻輳し、緊急輸送の円滑を阻害している状況にあるときは、緊急の度合いに応じた車

両別通行規制

(2) 前項の規制により通行を制限された車両に対する迂廻路線の設定又は時間的解除等

3 実施方法

(1) 規制種別

ア 第1次交通規制（発災直後の交通規制）

大地震発生と同時に、幹線道路では緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

イ 第2次交通規制

被害状況に応じ、第1次交通規制を路線別、車種別、用途別及び時間別等の交通規制に変更する。

(2) 規制要領

ア 第1次交通規制は、大地震発生と同時に走行中の全車両を道路の左側に停止させ、道路中央部分を緊急輸送車両等の通行路として確保する等の必要な措置をとる。

イ 第2次交通規制は、第1次交通規制の実施後において、現場の状況などを判断し実施する。

(3) 交通処理要領

ア 混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ誘導し、車道の確保に努める。

イ 運転者に対しては、ラジオ等による交通情報の受信に努めさせ、現場の警察官及びラジオ等による交通規制の指示に従うよう協力を求める。

ウ 市民に対しては、絶対に家財等を車道及び車両の通行の障害となる場所に持ち出させないように徹底を図る。

エ 交通渋滞等の混乱を招かないよう、要配慮者が避難する場合以外は、自動車による避難は絶対にやめるよう広報の徹底を図る。

(4) 災害地周辺における措置要領

ア 交通遮断線の手前に相当の距離をとって要所に検問所を設け、緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。

イ 交通の妨害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他障害物及び危険物の除去並びに損壊した道路、橋梁等の応急補修、復旧、機能確保に当る関係機関（電気、通信、鉄道等を含む。）と密接な連絡を保持して、その作業の進行状況とあわせ交通の確保を図る。

ウ 緊急輸送車両の通行は、災害発生当初は救急救助活動及び応急復旧作業に関係する車両を優先し、時日経過に従って補給物資輸送車輛等に範囲を徐々に広げるように配慮する。

エ 災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の確認は、県知事政策局防災・危機管理課又は小矢部警察署長が行う。

【緊急通行車両の標章】・・・資料編「8-3」

【緊急通行車両確認証明書】・・・資料編「8-4」

4 交通規制の周知

道路の状況により通行止め等の交通規制を実施した場合には、適当な分岐点、迂廻路線に誘導・案内標識板を設置するとともに、速やかに広報車による広報活動及び報道機関等を通じて市民に周知徹底を図るものとする。

5 道路占用工作物の保全措置

道路占用工作物（電力、通信、ガス、水道、その他）等に被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者にその安全措置を命じ道路の保全を図るものとする。

6 その他

- ⇒ 第13節 道路施設被害の応急復旧
- ⇒ 第14節 緊急輸送

第12節 医療救護

担当課	健康福祉課
-----	-------

震災時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は市民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、市は、県、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

1 医療に関する情報の収集・伝達・広報

救護班は、市内医療機関から情報収集を行うとともに、防災関係機関にその内容を伝達し、情報の共有化を図る。また、報道機関への情報提供等により、市民への周知を図る。

＜収集する情報＞

- ①医療機関の被災状況（電気・上下水道等のライフラインを含む）
- ②診察・入院受入可能状況
- ③入院患者の状況
- ④外来患者の状況
- ⑤血液、医薬品、医療資機材の状況
- ⑥医師、看護師等医療スタッフの状況

2 医療救護の実施

（1）医療救護チームの編成

本部長は、医療救護チームの派遣が必要と判断した場合は、砺波厚生センター、市医師会、北陸中央病院、日本赤十字社富山県支部等と連携して、医療救護チームを設置し、災害現場又は避難所に派遣する。

なお、災害救助法が適用されたときは、医療については知事の補助機関として、県災害対策本部医務班の指示に従い活動する。

医療救護チームは、原則として医師1名、看護師2名、その他2名をもって編成する。

（2）医療救護所の設置

救護班は、本部長の指示に基づき、医療救護チームの活動拠点として、災害現場又は避難所又は最寄りの施設に医療救護所を開設する。

（3）医療救護所の運営

ア 医療救護所の管理者は、災害対策本部の指示により活動する。

イ 避難施設の設置が長期間にわたると見込まれる場合は、避難施設に併設して、避難者に医療を提供する「避難施設救護センター」を設置運営する。

ウ 避難施設救護センターに配置する医師は、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後、精神科医を含めた編成に切り替える等、状況に合わせて適時適切な対応を行う。

エ 市歯科医師会の協力を得て、歯科巡回を行う。必要な歯科巡回診察車、携帯用歯科診療機器等は、県歯科医師会の協力を得て確保する。

（4）住民への協力依頼

救護班は、企画広報班と連携し、住民に対し、応急手当の実施協力を求める。

また、看護師等の医療関係資格を有する者に対して、医療救護所・福祉避難所での活動協力を求める。

(5) 県への医療救護班の派遣要請

本部長は、市内の病院等における医療需要が増大し、市内の医療機関のみでの医療救護の実施が困難と判断した場合は、県知事に対して応援の要請を行う。

※災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

救命活動の緊急性が高く、迅速な医療救護活動や被災地外への患者の緊急搬送等が必要な場合は、「災害派遣医療チーム」（略称「DMAT（ディーマット）」）の派遣を要請する。

DMAT（Disaster Medical Assistance Team）

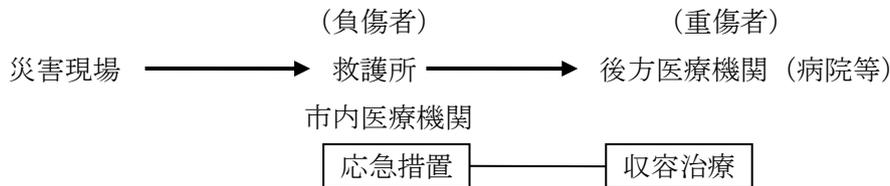
災害発生48時間以内に、救出・救助部門と合同して活動できる訓練を受けた医療チーム。県内には、厚生連高岡病院、富山大学付属病院、富山県立中央病院、黒部市民病院、富山市民病院、富山赤十字病院、市立砺波総合病院、高岡市民病院に体制が整備されている。

(6) 後方医療機関への移送

市内の医療機関や救護班による救護ができない重症患者が発生した場合は、消防署が後方医療機関へ移送する。

また、本部長は、必要に応じて、県知事に対して、重症者等の搬送のためのヘリコプターの出動を要請する。

※医療救護の流れ



参考：後方医療機関とは、市内医療機関や医療救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急指定病院等をいう。

3 医療機関が被災した場合の対応

(1) 市内医療機関

- ・ 予め防災対応マニュアルを作成し、被災後直ちに医療救護活動が行える体制を整えておく。
- ・ 被災状況や患者の来院状況等について、随時、市災害対策本部に報告する。

(2) 市災害対策本部

- ・ 電気、上下水道、通信等の早期復旧に努める。
- ・ 医療スタッフの不足等に対して、県や災害救援ボランティア組織への応援を要請する。

4 医薬品等の確保

(1) 市内医療機関

予め医薬品、衛生材料、食料、飲料水等の備蓄に努める。不足する場合は、近隣の取扱業者から調達する。

(2) 市災害対策本部

医薬品等が不足する場合は、県に対して備蓄医薬品等の供給を要請する。

【救急又は患者輸送車】・・・資料編「6-24」

【主要医療機関一覧表（入院病床をもつ医療機関）】・・・資料編「6-25」

【小矢部市内医療機関一覧表】・・・資料編「6-26」

第13節 公共施設等の応急復旧

担当課	都市建設課
-----	-------

1 実施機関

市庁舎、学校、保育所、公民館、道路、橋梁、河川等の公共施設等の応急復旧は、当該施設の管理者が実施するものとする。

各所管課は、速やかに被害状況を把握し、電気、上下水道、ガス、電話等の各事業者と連絡をとり、施設の機能回復のための応急措置を実施する。

2 公共土木施設の応急復旧

(1) 公共土木施設の被害状況の把握

道路、橋梁、河川等の公共土木施設の被害情報収集及び連絡等は次のとおり行うものとする。

ア パトロールの実施

災害により道路、橋梁等の公共土木施設に被害が発生し、又は発生のおそれのある場合は、道路班は、パトロールを実施するものとする。

イ 発見者からの通報

災害により道路、橋梁等の公共土木施設の危険な状況又は交通の混乱を発見した者は、速やかに市長又は警察官（署）に通報するものとする。

通報を受けた警察官（署）は、組織を通じ、その旨を市長に通報するものとする。

(2) 関係機関への連絡

市長は、把握した被害状況を当該道路の管理者等に連絡するものとする。

(3) 公共土木施設の応急復旧方針の決定

効果的な防災活動ができるよう、次の点を考慮して、緊急通行確保路線を優先とした応急復旧を行う。

ア 消火活動、救出に必要な道路

イ 医療活動上必要な道路（病院への搬送、ヘリポートに通じる道路等）

ウ 緊急物資輸送路

エ 広域応援受け入れに必要な道路

なお、地域によって指定確保路線から確保することが困難な場合には、状況に応じて代替の道路を確保する。

また、小矢部市が災害対策上の必要性から県の指定路線を確保する際には、知事に対してその旨を通知する。

(4) 応急復旧体制の確立

応急復旧工事は、市内土木建設業者との協定に基づき、人員の確保及び資機材確保し、迅速な対応に努める。

また、市内業者のみでは対応が困難な場合は、本部長は、県に県内土木建設業協会の応援要請を依頼する。

3 公共土木施設の障害物除去

公共土木施設の障害物の除去は、土木建設業者の協力を得ながら実施する。市のみで困難なときは、県知事に対して応援協力を要請する。

その他障害物の除去については、第2編「震災編」第2章第22節「障害物の除去」を準用する。

4 道路交通情報の広報等

市は、次の事項について、看板設置、チラシ配布等により、市民への広報を行う。

- (1) 不通箇所、迂回路、復旧見込み等
- (2) 道路交通情報の問い合わせ方法等

5 道路施設被害の応急復旧

- (1) 国道等の道路管理者への応急復旧要請

市長は、地域内の国道、県道等他の管理者に属する道路が損壊等により交通に支障を生じたときは、速やかに応急復旧の実施を要請する。

- (2) 緊急時における応急復旧

市長は、事態が緊急を要するときは、応急輸送の確保及び区域住民の便益を図るため、市において当該道路の応急復旧を行うものとする。

- (3) 応急復旧の留意点

ア 緊急啓開・復旧道路（橋梁）の応急復旧

緊急啓開・復旧道路（橋梁）に対して優先的に実施するものとする。

イ 道路、橋梁等の応急工事

道路の決壊、流出、埋没並びに橋梁の損傷、隧道の一部決壊、埋没等の被害のうち、比較的僅少な被害で応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強盛土、又は埋土の除去、橋梁部の応急補強、隧道の補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。

ウ 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に附近の適当な場所を選定し、一時的付替道路を開設し、道路交通の確保を図るものとする。

エ 路線の交通が相当な程度、途絶する場合は、道路管理者は附近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図るものとする。

オ 道路施設の被害が広範囲にわたり代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較約早期に応急対策が終了する路線を選び、労務供給計画、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置と相俟って集中的応急対策を実施することにより必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。

〔県小矢部土木事務所〕

被害を受けた道路は、速やかに復旧し交通の確保に努める。特に救助活動及び避難通路となる道路については、重点的に復旧作業を行い、交通の確保に努める。

- ① 県が管理する道路について、市から被害箇所を発見した旨の通報を受けたときは、直ちに必要の指示をなし、状況に応じて所属職員を現場に派遣し、必要な対策を講ずる。
- ② 応急対策活動及び救助活動の基幹となる主要道路を最優先に、道路上に散在する破損、倒壊物等交通障害物の除去を行い、交通の確保に努める。

〔市（都市建設課）〕

- ① 緊急輸送路の被害状況を確認し、災害対策本部に報告する。
- ② 災害対策本部から指示された必要箇所の確保を図る。また、被害の状況により応急修理が出来ないと判断されるときは、小矢部警察署等の関係機関と連絡のうえ通行止め等の必要な措置を講ずる。
- ③ 確保作業中の安全と円滑な道路交通を確保する。
- ④ 人員、車両、資機材等に不足があるときは、他班又は相互協力体制に基づく応援を求めるこ

と。

- ⑤ 片側のみ確保完了時で必要なときには手信号による交通の整理、誘導を行う。
- ⑥ 緊急輸送路の確保が完了したときは、災害対策本部にその旨を報告すること。

[小矢部警察署]

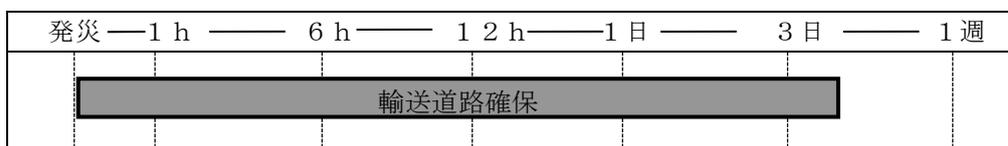
小矢部警察署は交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、たれ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

6 実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
道路班 (都市建設課)	連絡調整	1班	2人	
	道路啓開	2班	監督者 1人 運転手兼作業員 4人	

注) 上記の他、建設業協会に協力を要請する。

7 活動時期の目安



【緊急通行確保路線】・・・資料編「8-1」

第14節 緊急輸送

担当課	総務課、財政課
-----	---------

災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資材及び救援物資の緊急輸送は、次のとおり行う。

1 緊急輸送用車両の確保

(1) 緊急輸送車両の確保・配車

ア 緊急輸送車両の確保

調達班は、次により車両の確保を行う。

- ① 調達班による市有車両の一括管理
- ② 市内運送業者、バス会社、タクシー会社からの借り上げ
借り上げに際しては、予め締結した協定により、種類・台数・運転手の要否等を示して行うものとする。
- ③ 更に不足する場合は、本部長は、県（危機管理課）又は他市町村・応援協定締結市町村に対し、種類・台数・期間等を示した上で、車両の貸し出しを要請する。

イ 配車手続

各部において車両を必要とする場合は、車種、トン数、台数、引渡場所を明記のうえ、調達班に請求する。

調達班は、必要台数を調達し、請求部（班）に引き渡す。

2 緊急通行車両確認証明書及び標章の申請

交通規制中、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急通行車両の通行確保については、県警本部交通規制課・警察署・緊急交通路確保のために設置された検問所に申し出て、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けるものとする。

なお、市有車両のうち災害時に有用な車両については、事前届出により、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けておき、迅速な対応を図るものとする。

【緊急通行車両の標章】・・・資料編「8-3」

3 緊急輸送の実施

(1) 緊急輸送の手段

緊急輸送は、次の手段を用いて効果的に実施する。

- ア 調達車両
- イ 鉄道（JR西日本、あいの風とやま鉄道による車両増結、臨時列車等）
- ウ ヘリコプター・航空機（富山県・自衛隊）

(2) 緊急輸送の対象

小矢部市、富山県及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

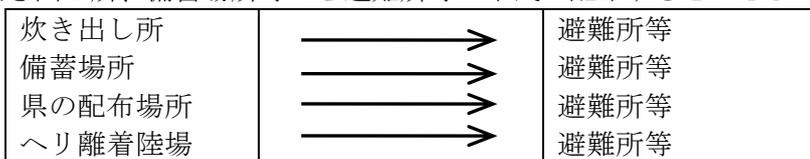
- | |
|--------------------------|
| ア 消防、救急、救助のための要員、資機材及び車輛 |
| イ 医療（助産）救護を必要とする人 |
| ウ 医薬品、医療用資機材 |
| エ 災害対策要員 |
| オ 食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資 |
| カ 応急復旧用資機材 |
| キ その他の必要な物資、人員 |

(3) 緊急輸送の具体例

担当職務

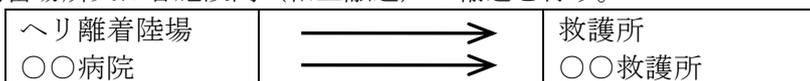
ア 給食・生活物資の輸送

炊き出し所、備蓄場所等から避難所等の市民へ配布するところまでの輸送を行う。



イ 医薬品、医療器具の輸送

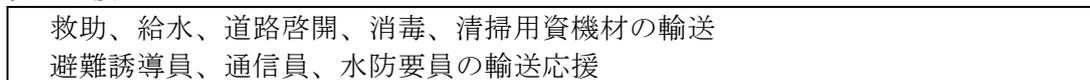
備蓄場所又は各施設間（相互融通）の輸送を行う。



ウ 要員の輸送



エ 各班の応援



(4) 必要人員の確保

人員に不足があるときは、災対総務部内で調整する。災対総務部内でも調達が困難なときは、各活動内容に応じた担当部に応援を求めることができるものとする。

(5) 燃料の調達

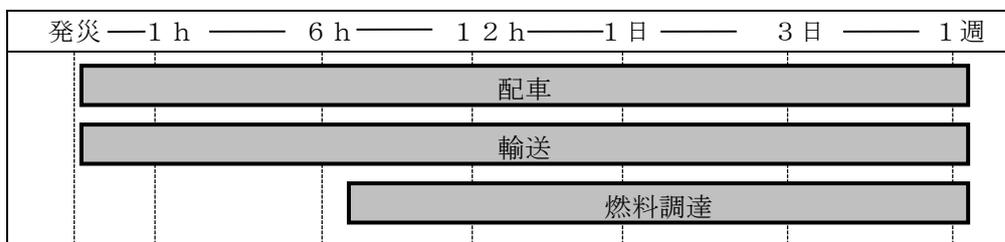
調達班は、全市有車、借り上げ車の全てに必要な燃料の調達を行う。

なお、緊急通行車両については、富山県石油商業組合との「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。

(6) 実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
調 達 班	配車	1 班	職員 2 人	
	車両の輸送	1 班	職員 2 人	
	輸送の実施	3 班	職員 3 人（運転者を含む）	
	燃料調達	1 班	職員 1 人	

(7) 活動時期の目安



4 ヘリコプター臨時離着陸場の開設

(1) 離着陸場の開設及び選定

ヘリコプター離着陸場の開設は本部（総務班）が県（防災・危機管理課）と協議のうえ実施する。開設場所は、あらかじめ指定したヘリコプター離着陸場の中から総務班が選定する。ただし、状

況によっては県と協議のうえ、他の場所を選定することができるものとする。

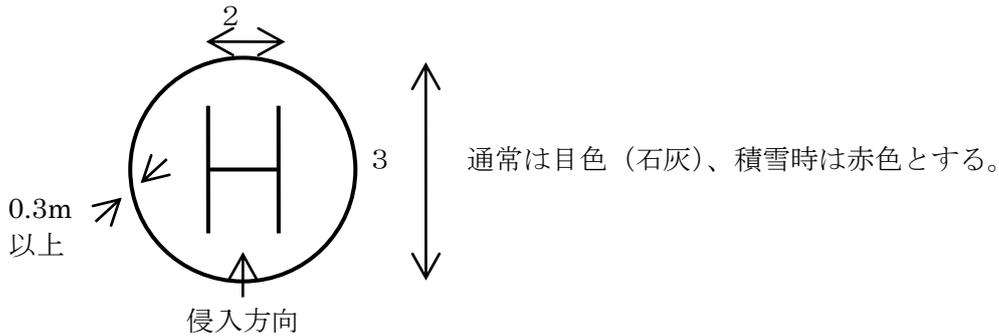
(2) 開設方法

ア 地表面

- ① 舗装された場所が最も望ましい。
- ② グランド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。乾燥している時は、十分に散水をする。
- ③ 草地の場合は、硬質、低草地であること。

イ 着陸点

- ① 着陸点のほぼ中央に、石灰等で直径3mの正円を描き、中央にHと記す。



ウ 風向表示

- ① 着陸帯付近に吹き流し又は旗をたてる。
- ② 着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。
- ③ 吹き流し又は旗は、布製で風速25m/秒程度に耐えられる強度を有しているものであること。

エ その他

- ① 救急車、輸送車の出入りに便利なこと。
- ② 電話、通信手段の利用が可能であること。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場等の設置場所

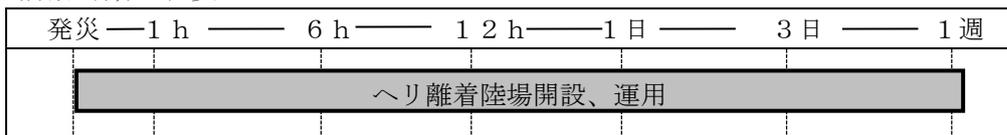
設置場所は、次のとおりとする(状況により次のうちの何箇所かを設置する場合がある)。

【ヘリコプターの場外離着陸場等一覧表】・・・資料編「8-2」

(4) 実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員		備考
総務班	ヘリ離着陸場開設、運用	1班	職員	3人	

(5) 活動時期の目安



【市管理車両の現況(車種別)】・・・資料編「8-5」

【貨物自動車運送事業者】・・・資料編「8-6」

第15節 遺体の搜索、処理、埋葬

担当課	生活環境課、市民課、消防署
-----	---------------

災害によって行方不明となり、死亡したと推定される者の搜索、収容処理及び埋葬は、次のとおり実施する。

1 実施機関

市長は、災害による生き埋め等で行方不明となり、既に死亡している推定される者の搜索を行う。なお、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長が実施する。

2 遺体の搜索

(1) 対象者

災害により行方不明の状態にあり周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 方法

ア 搜索隊

遺体の搜索については、消防部警防班が担当し、警察官、消防職員・団員及び地域住民、その他の団体等に応援協力を求め、搜索隊を編成し、迅速適切に実施するものとする。

イ 搜索用機械器具

搜索活動に必要な車両機械器具は、必要に応じて関係機関に要請し調達するものとする。

ウ 手続き

搜索の手続きは、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 遺体の搜索は、警察への行方不明者の届け出のリストをもとに、協力機関の連携のもとに行う。 ② 遺体の搜索は、行方不明者のうち、状況から判断してすでに死亡していると推定される者について行う。 ③ 搜索状況、発見情報は、消防部警防班が小矢部警察署と連携して取りまとめ、災害対策本部に報告する。 ④ 発見遺体は、現地の一定場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。 |
|--|

(3) 応援要請

市長は、災害が大規模で搜索が困難な場合は、知事又は隣接市町村長に搜索協力を要請する。

3 遺体の処理

(1) 対象

ア 身元不明遺体

イ 遺族等による死体確認のできない遺体

ウ 遺族が混乱期にあるため処理のできない遺体

(2) 方法

生活環境班は、警察官の検視の後、以下により遺体の処理を行う。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

死体の識別、確認のための撮影等を行うための措置として行う

イ 遺体の一時保存

- ・遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又死亡者が多数のため早急に処理できない

場合、遺体を特定の場所に集めて一時保存する。

- ・一時保存場所を市民に周知する。

ウ 検案

- ・死体の死因その他についての医学的検査は、原則として医療救護班が行う。
- ・検案書は市が引き継ぐ。
- ・身元不明者については、遺体処理台帳に記載し、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに、遺留品を保存し、警察及び歯科医師会の協力を得て、身元の発見に努める。

4 遺体の搬送

生活環境班は、警察署及び関係機関等の協力を得て検視、検案を終えた遺体を遺体収容所に搬送する。

5 遺体の収容

遺体の収容は次の要領で実施する。

- ① 市内の寺院、公共施設内に死体安置所を開設する。
- ② 納棺用品（棺、ドライアイス等）、仮葬祭用品を確保する。
- ③ 遺体の検案書を引継ぎ、遺体処理票を作成する。
- ④ 柩に氏名札を添付する。
- ⑤ 住民班は、死体処理票に基づき、埋・火葬許可証を発行する。
- ⑥ 親族、関係者の申し出により遺体の引き取り希望のあるときは、遺体処理票により整理のうえ引き渡す。
- ⑦ 引き取り手のない遺体は、市で応急措置として埋・火葬を実施する。
この場合、埋葬台帳により処理する。

6 遺体の埋葬（火葬）

（1）対象

市長は、遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合、応急的に埋火葬を実施する。

（2）方法

遺体を火葬に付す場合は、災害遺体送付票を作成し、小矢部市斎場に連絡のうえ移送する。

遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し保管所に一時保管する。

家族その他関係者から遺骨、遺留品の引取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。

なお、小矢部市斎場の施設能力が不足若しくは困難な場合は近隣施設に協力を要請する。

7 身元不明遺体の取扱

市は、小矢部警察署と協力して身元不明遺体の引取人の調査を実施する。

火葬、仮埋葬して1年以内に引取人の判明しない場合には、小矢部市が身元不明者扱いとして処理する。

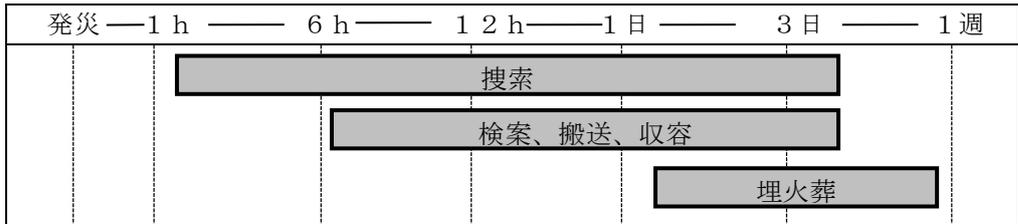
8 災害救助法適用の場合

第19節「災害救助法の適用」による。

9 実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
警防班	行方不明者及び死体の搜索	(状況により設定)		消防署、警察
生活環境班	遺体の輸送	1班	職員3人(運転手を含む)	
	遺体の収容	1班	職員3人	
住民班	埋火葬許可書の発行	1班	職員2人	

10 活動時期の目安



【死体処理台帳】・・・様式集「様式14」

【埋葬台帳】・・・様式集「様式15」

第16節 飲料水等の供給

担当課	上下水道課
-----	-------

飲料水及び生活水の確保は、次により、迅速に実施する。

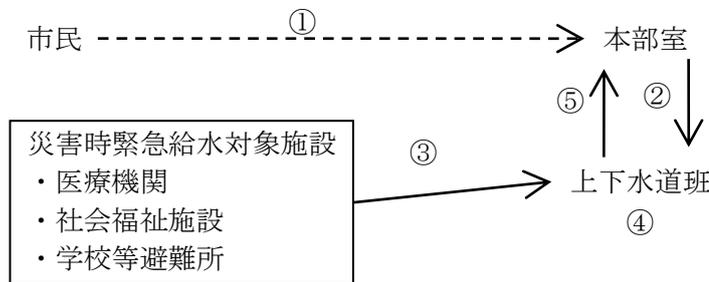
1 実施機関

給水活動は、給水班が担当する。
 災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき実施する。

2 給水需要の把握

(1) 被災状況の把握

災害発生後の上水道の被害状況の把握は、次により行う。



- ①、② 本部室企画広報班は、市民からの通報を受理し、上下水道班に連絡する。
- ③ 災害時緊急給水対象施設の管理者等は、断水等により施設の機能維持が困難な事態となった場合は、上下水道班に連絡する。
- ④ 上下水道班は、②、③の連絡等を受理するほか、パトロール等を実施して市内の上水道の被害状況を把握する。
- ⑤ 上下水道班は、④で把握した水道施設の被害状況等を本部室に報告する。

(2) 需要の把握

上下水道班は、被災状況の把握とともに、避難班・救助班と連携し、避難者数や断水戸数から災害のために現に飲料水を得ることができない者等の数を把握する。

(3) 本部への報告

市内の全域の状況を把握した際は、その結果を災害対策本部へ報告する。

<p>[災害対策本部への報告事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水機能停止区域、世帯、人口 ・復旧の見込み ・給水班編成状況 ・応急給水開始時期 ・給水所の設定（予定）場所
--

3 給水方針の決定

給水量、給水方法、水道施設の応急復旧順位は、上下水道班が、給水需要の程度や水道施設の被害状況・復旧見込み、場所、施設の重要度等を参考に、応急給水計画をたて、災害対策本部長が決定・指示する。

給水量、給水方法の目安は次のとおりとする。

- (1) 給水量
供給する1人1日当たりの所要給水量は30程度とする。
- (2) 供給の方法
供給の方法は容器による搬送、給水等現場の実情に応じた適宜な方法により行う。
- (3) 給水順位
原則として、次のとおりとする。
①医療施設 ②避難所 ③福祉施設 ④一般家庭
【応急給水用具の整備状況】・・・資料編「11-12」

4 給水

- (1) 給水チームの編成
給水は、給水チームを編成して実施する。
- (2) 給水所の指定
給水は、各家庭への個別給水ではなく、指定した給水所・避難所等において行う集中給水方法とする。
給水所は、指定緊急避難場所や指定避難所を単位として設置する。
ただし、供給不能地域が一部の区域の場合は、状況に応じて設定する。この場合、断水地域における残留市民に対する給水場所は、受水槽の所在地、防火貯水槽の所在地とする。
給水所を指定したときは、当該地にその旨表示する。また、給水所に利用市民の代表者を指定し、表示する。
給水に関しての市民からの問い合わせや要望等については、できるだけ代表者にとりまとめを依頼する。代表者の選定に際しては、自治会、町内会組織を活用する。

90^{センチ}程度

給 水 所

連絡者：

45^{センチ}程度

- (3) 水源の確保
応急給水に必要な水は、次の順序より確保する。

応急飲料水の確保順序	
第1順位	浄水施設
第2順位	飲料貯水槽、受水槽（公共、民間）
第3順位	井戸

- ア 浄水施設
施設の被害状況、道路交通状況等により、浄水施設からの供給が可能な際は、輸送車輛（給水車）により供給を受ける。
緊急物資輸送車輛の確認申請は総務班を経由して小矢部警察署に申請する。
- イ 飲料貯水槽、受水槽
公共施設内の受水槽は、小矢部市が実施する応急給水事業に使用する。
民間施設内の受水槽については、状況に応じて施設の管理者、利用者に協力を求める。
各飲料貯水槽、受水槽から配水の必要があるときは輸送車（給水車）を配送し受水後、各給水所等へ搬送する。
緊急物資輸送車輛の確認申請は、上記「ア 浄水施設」と同様である。
なお、飲料貯水槽による給水は、有限のものであるので、その利用状況（残量）については、給水班で把握しておく必要がある。
- ウ 井戸

(4) 給水の実施

ア 各活動班の業務分担

給水活動に必要な各班の業務分担は、次のとおりとする。

試験水の汲み上げ・・・上下水道班

衛生検査の実施・・・富山県へ委託

消毒の実施・・・・・・上下水道班

飲料用水、生活用水の汲み上げ、ろ過、給水業務の実施・・・上下水道班

イ 仮設給水栓の設置

給水は、仮設給水栓を利用して実施する。

仮設給水栓は、災害の状況に応じて給水所に設置する。

仮設給水栓を設置できないときは、給水車から直接給水する。

ウ 容器の持参、運搬

一般家庭用水は、各家庭において自ら容器を持参し給水を受けることを原則とする。自ら容器を持参できない場合であっても、近隣、自主防災組織等の援助を指示し、給水活動全体に支障が生じないようにしなければならない。

輸送の容器が極端に不足している地域にあつては、小矢部市で備蓄している非常用飲料水袋を支給する。この場合も、可能な限り個人に対しての支給とせず、地区の責任者や自主防災組織に対しての貸与とする。

エ 給水量

給水の量は、1人1日あたり3L（最低必要量）とする。必要以上の容器を持参し給水を求める市民に対しては、協力を呼び掛ける。

(5) 給水用具等

給水用具等が不足する場合は、民間からの借り上げを行うものとするが、市長は、用具等の調達が困難な場合は、知事に調達のあつせんを要請するものとする。

【応援要請先及び給水用具等】・・・資料編「11-15」

5 水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧方針にもとづき、水道管工事業者等の協力を得て復旧する。

【協力要請指定事業者一覧表】・・・資料編「11-16」

6 広域応援体制

市の能力では、応急給水、応急復旧が困難な場合は、市管工事業者組合、日本水道協会中部地方支部、応援協定締結市町、自衛隊への応援要請を行う。

7 市民への広報

上下水道班は、広報班と連携し、第8節「災害広報」に基づき、断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策などについて広報に努める。

8 災害救助法が適用された場合

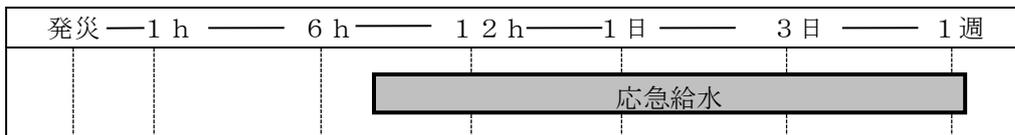
第19節「災害救助法の適用」による

9 実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
上下水道班	連絡調整	1班	職員 1人	
	給水業務	3班	職員 2人（運転手を含む）	
	ろ過業務	3班	職員 2人	

注) 状況により応援体制が必要である。

10 活動時期の目安



第17節 食料の供給

担当課	農林課、税務課、社会福祉課
-----	---------------

災害により日常の食事に支障を生じた者及び救助活動に従事する者に対する食料の確保は次のとおり行う。

1 実施責任者

食料の確保は、農政班、避難班が担当する。
災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき実施する。

2 給食需要の把握

下表を参考に、避難者数、ミルクが必要な乳児数、調理不能者（ガス供給停止等による）数、防災要員数等を早期に把握する。

応急食料の必要数の把握は、次により実施する。

- ・避難所→農政班が避難班の協力を得て把握する。
- ・住宅残留者→農政班が自治会長又は自主防災組織等の協力を得て把握する。

農政班は、把握した食料の必要数（食数）を災害対策本部に報告し、本部長は供給数を決定する。
〔供給対象者〕

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 避難所に収容された者。 ② 住家に被害を受けて炊事の出来ない者。 ③ 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者。 ④ 通常の購入先が一時的に麻痺し、主食の供給の受けられない者。 ⑤ 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者。 ⑥ 病院・福祉施設の入院・入所者で、施設による給食の提供が途絶えている者。 ⑦ 救助活動に従事する者。（注：法による救助にはならない。） |
|---|

3 給食方針の決定

給食方針は概ね以下によるものとする。

(1) 給食基準

- ア 食品の給与は被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- イ 供給品目は米穀、乾パン又は麦製品（乾うどん等）及び副食品とする。
- ウ 供給数量は炊き出しとして供給する場合一人一食精米 200gを目安とする。
- エ 一時縁故先へ避難する者については3日分以内を現物により支給する。

(2) 給食の方法

- ア 各現場ごとにそれぞれ実施責任者を定め炊き出し及び食品の給与を実施する。
- イ 通常の購入先を通じないで応急供給を行う必要がある場合は、知事に応急供給申請を行い、当該被災者に米穀を供給する。
- ウ 速やかに炊き出しが行われるよう給食可能設備を有する施設を調査し、協力方を要請し、炊き出し体制の確立を図る、
- エ 状況により、地域の団体、日赤奉仕団又は自衛隊等の協力を得て実施する。
- オ 野外炊飯に備えて移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。

【救援物資調達要請依頼】・・・様式集「様式13」

4 食料等の調達

(1) 食料救援対策の種類

ア 第1次調達品

被災後、炊き出しや給食を実施するまでの間の取りあえずの食料の供給で乾パン又は生パン(菓子パン)とする。

イ 第2次調達品

炊き出し、給食の実施により体系的で継続した食料を供給する。主として、米穀類及び副食類とする。

(2) 調達方法

ア 米穀

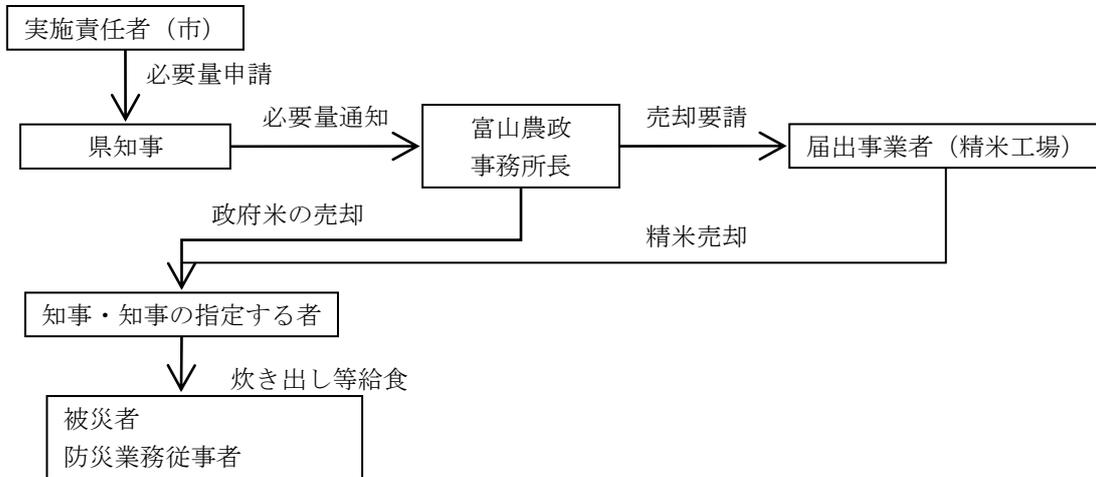
市長は、応急供給の必要があると認めた場合は、知事に申請し米穀の届出販売業者より調達する。

調達方法は、次のとおり。

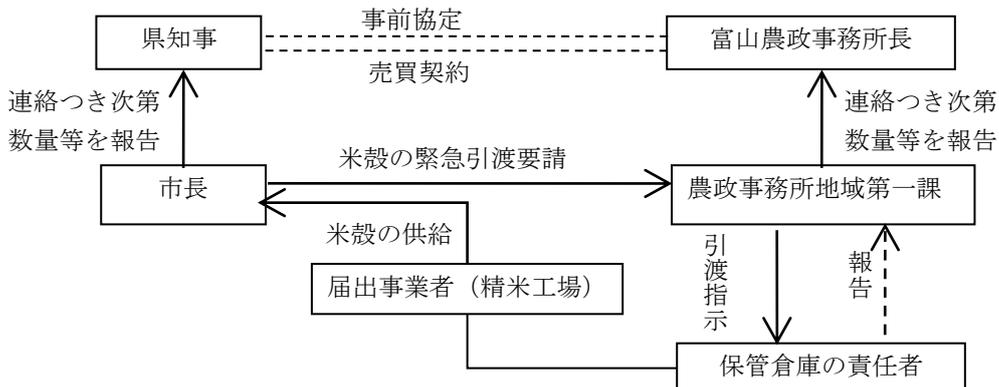
- ① 県知事の指示を受け、市内の米穀の届出販売業者から市が購入する。
- ② 県知事の指示を受け、富山農政事務所の指定倉庫から調達する。
- ③ 通信途絶等緊急の場合は、富山農政事務所の指定倉庫に直接要請して調達し、事後県知事に報告する。
- ④ その他上記の方法による調達が不可能の場合又は緊急の場合は、市内登録小売業者から一時的に調達し、事後県知事の指示をうけて補填する。

なお、災害救助法適用後においては、県知事の指示を受けるとともに必要ある場合は、備蓄食料の輸送及び調達を要請するものとする。

【災害救助法の適用の有無を問わず、炊き出し等給食を行う必要があると認める場合】



【災害救助法が発動された場合で、県と市が連絡普通の場合】

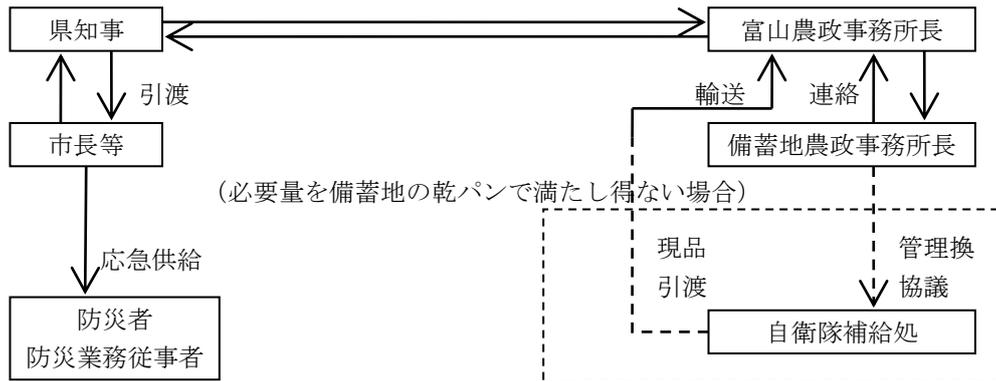


※平成22年10月以降、政府米の販売・保管・運送等の一連の業務は、民間に包括的に委託となる。(本省対応)

- (注) 1 市長は、農政事務所地域第一課長に対して連絡がとれないときは、保管倉庫の責任者に対し緊急の引渡しを要請できる。
- 2 県内で米穀を満たしえない場合は、富山農政事務所長が農林水産省総合食料局(連絡がとれない場合は隣県の農政事務所長)に要請し緊急輸送する。
緊急輸送は、原則として政府運送によることとしているが県知事の要請により自衛隊が輸送に当たる。

イ 乾パン

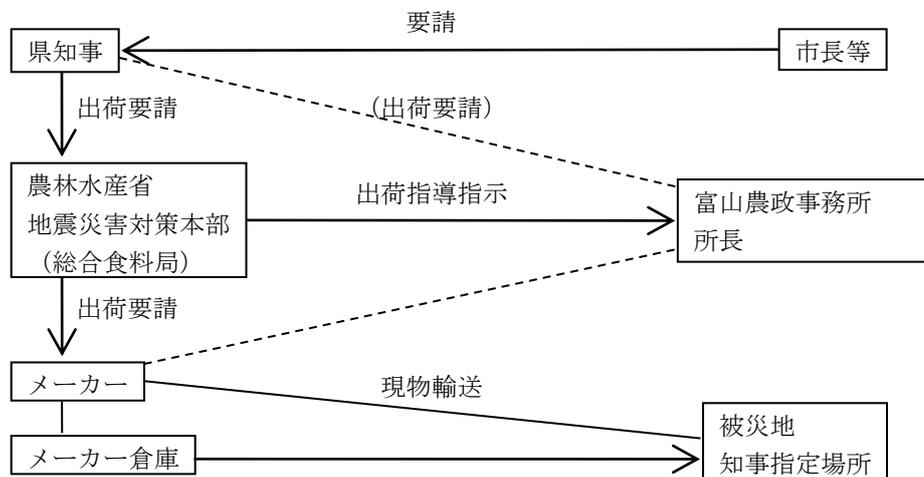
乾パン及び生パン等の調達は、まず市内の製パン業者又は食料品店から調達し、これが不可能な場合は、県にあっせんを要請する。



ウ 副食品

必要に応じ市内販売業者より調達する。地域内で調達不能の場合は知事に調達のあっせんを要請する。

【小麦粉、みそ、しょうゆの緊急連絡体制】



エ 簡易ガスコンロの調達

ガス供給の停止により、調理不能な状況にある場合、調達班は、簡易ガスコンロを調達し、避難班を通じて貸与する。

(3) 食品の購入予定先

調達班は、食品の調達(予定)先を指定しておくなど、調達の円滑化を図るものとする。

【米穀等食料品を取り扱う業者一覧表】・・・資料編「11-5」

(4) 広域圏自治体・他自治体・県への協力要請

必要に応じ、高岡地区広域圏での分散備蓄食料の提供を依頼するとともに、災害応援協定を締結している自治体及び県に対して、食料の供給を要請する。

5 食料の輸送

第14節「緊急輸送」により、食料の輸送を行う。

(1) 食品の輸送

調達班は、市において調達した食品及び県から給付を受けた食品を指定の集積地に集め、第2章第14節「緊急輸送」に定める車両をもって、避難所等の給食地へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接給食地等に輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等を考慮する。

(2) 広域搬送の一元化

食料調達等において広域搬送が必要な場合は、県に対して、その対応を要請する。

(3) 食品の集積地

原則として市役所庁舎及びクロスランドおやべメインホールとし、災害の状況によっては、避難所並びに交通及び連絡に便利な公共施設又は広場を選定する。

6 食品の配布

避難班は、避難者等への食品の配布を行う。

配分にあたっては、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・病弱者などの要配慮者を優先する。

なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る必要がある。

7 炊き出しの実施

炊き出しの具体的な作業は、原則として配給対象者、自治会、自主防災組織、赤十字奉仕団、(一社) 富山県エルピーガス協会小矢部支部、ボランティア、自衛隊等が行う。

避難班は、給食、炊き出しの指揮、連絡調整にあたる。また、各市民への配布についても避難班の立ち会い、指示のもとで原則として当該避難市民の代表者、各自主防災組織で行う。

8 災害救助法が適用された場合

第19節「災害救助法の適用」による。

9 実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
農政班	食料の調達	1班	職員 2人	
避難班	給食	各避難所ごと	職員 2人	
調達班	他の活動と共通			

10 活動時期の目安

発災	1 h	6 h	12 h	1日	3日	1週
			乾パン第1次調達品			
				炊き出し等第2次調達品		

【給食施設の状況】・・・資料編「11-6」
 【移動可能な給食器材】・・・資料編「11-7」

第18節 緊急生活物資の供給

担当課	社会福祉課、財政課
-----	-----------

住家に被害を受け、日常生活に欠かせない被服、寝具及び生活必需品を喪失又はき損した者に対し、次のとおり衣料等生活必需品を給与又は貸与し、日常生活の確保を図るものとする。

1 実施機関

緊急生活物資の確保は、災害救助班が担当する。
災害救助法が適用されたときは、知事の補助機関として実施するものとする。

2 被服等生活必需物資の供給需要の把握

被服等生活必需物資の供給対象者の基準は、下記のとおりである。なお、供給数等は被災程度で異なることから、住家被害程度別に被災者数を把握する。

〔供給対象者〕

- | |
|--|
| ① 住家の全壊（焼）、半壊（焼）等の被害を受け被服寝具その他生活必需品をそう失又はき損し直ちに日常生活を営むことが困難な者。 |
| ② 旅行者等で生活必需品が調達困難な者 |

3 被服等生活必需物資の種別

生活必需品の種別は次のとおりとする。

ア	寝具	…	毛布、布団、マット、タオルケット等
イ	外衣	…	普段着、作業服、婦人服、子供服
ウ	肌着衣	…	シャツ、ズボン下、パンツ、靴下、等
エ	身の回り品	…	タオル、手拭い、靴、長靴、傘等
オ	炊事用具	…	鍋、釜、炊飯器、包丁、コンロ、ガス器具、バケツ等
カ	食器	…	茶わん、汁わん、皿、箸、スプーン等
キ	日用品	…	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等
ク	光熱材料	…	マッチ、ローソク、プロパンガス、石油、薪、木炭等
ケ	その他	…	紙おむつ、生理用品、医薬品、マスク、消毒液、ラジオ、車椅子その他日常生活に必要と認められるもの

4 被服等生活必需物資の調達・集積

(1) 被服等生活必需物資の調達

調達班は、災害救助班からの調達依頼に基づき、すみやかに市内又は近隣市の業者から調達する。この場合努めて同一規格、同一価格のものを一括購入するよう努める。

不足する場合は、県、応援協定締結市等に応援を要請するものとする。

調達班は、生活必需品の調達（予定）先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てておくものとする。

【生活必需品調達主要業者一覧表】・・・資料編「11－8」

(2) 広域搬送の一元化・集積地

広域搬送の一元化・集積地については第17節「食料の供給」に準じる。

5 被服等生活必需物資の輸送

調達班は、第14節「緊急輸送」により、被服等生活必需物資の輸送を行う。

6 被服等生活必需物資の配布

災害救助班は、要配慮者への優先配布に留意した生活必需品配布計画を定め、被害程度及び世帯構成人員数に応じ、自主防災組織及び地区民生委員児童委員等の協力を得て、迅速かつ正確に配布するものとする。

避難所への避難者に対しては、避難所管理責任者を通じて配布する。

7 実施体制等

第17節「食料の供給」と同様である。

8 災害救助法が適用された場合の留意点

第19節「災害救助法の適用」による。

【日本赤十字社富山県支部災害救援物資等配布基準】・・・資料編「11－9」

第19節 災害救助法の適用

担当課	総務課
-----	-----

災害救助法の適用が必要と認められた場合は、速やかに下記により、所定の手続きを行い、迅速かつ的確な災害救助を実施する。

1 住家被害等災害救助法適用に関する被害情報の収集と判断

(1) 被害情報の収集

総務班は、消防部、災害救助班等と連携し、住家被害等災害救助法適用に関する被害情報を収集する。

(2) 災害救助法適用申請要否の判断

ア 適用基準

小矢部市における適用基準は次のいずれかに該当するときである。

①	市の区域内で、住家の滅失世帯数が 60 世帯以上あるとき
②	被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が 1,500 世帯以上に達した場合で、市における滅失世帯数が 30 世帯以上に達したとき
③	被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上に達したこと、又は、当該災害が隔離した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の保護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
④	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

イ 世帯及び住家の認定基準

世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (寄宿舎等で共同生活を営んでいる者は、寄宿舎全体を 1 世帯とする)
住家	現にその建物を居住のために使用しているものをいう。 ・炊事場、便所、離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合わせて 1 住家とする ・アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれ 1 住家とする。

ウ 滅失の認定基準

全壊 (全焼、全流失)	① 住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの ② 損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、次のいずれかに該当するもの A 住家の損壊、焼失、流失した部分の面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの B 住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のもの
半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、次のいずれかに該当するもの A 損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの B 住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のもの

床上浸水	① 浸水がその住家の床以上の達した程度のもの ② 土砂、竹木等の堆積物により、一時的に居住することができない状態となったもの
------	---

エ 滅失世帯の算定

・全壊、全焼、流失した世帯	→ 滅失1世帯
・半壊、半焼した世帯	→ 2世帯をもって滅失1世帯
・床上浸水等の世帯	→ 3世帯をもって滅失1世帯

2 災害救助法適用申請と運用

(1) 災害救助法適用の県への申請

小矢部市における被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(2) 運用

災害の事態が急迫していて、知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は、災害救助法による救助に着手し、その状況を知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮をうけなければならない。

3 災害救助法にもとづく救助の実施

(1) 救助の実施機関

災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動する。なお、災害救助法第30条第1項及び富山県災害救助法施行規則第16条の規定により、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を市長が行うこととされた場合は、当該救助に実施に関する事務を処理する。

救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市長が救助を開始し、事後、知事に報告する。

(2) 救助の内容

災害救助法による救助の内容は、おおむね次の事項とする。

① 収容施設の供与（避難所、応急仮設住宅）
② 炊き出しその他による食品の給与
③ 飲料水の供給
④ 被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与
⑤ 医療及び助産
⑥ 救出
⑦ 住宅の応急修理
⑧ 生業資金の貸与（世帯更生資金等の制度を活用）
⑨ 学用品の給与
⑩ 死体の捜索、処理及び埋葬
⑪ 障害物の除去

(3) 災害救助法に基づき県が行う救助の種類及び実施期間

救助の種類	実施期間
避難所の供与	災害発生の日から7日以内
仮設応急住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工 (完成の日から2年以内)
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内

飲料水の供給	同上
衣服・寝具その他生活必需品の給与（貸与）	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分娩した日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急処理	災害発生の日から1月以内
学用品の給与（教科書）	同上
学用品の給与（文房具）	災害発生の日から15日以内
埋葬又は火葬	災害発生の日から10日以内
死体の捜索	
死体の処理	
障害物の除去	
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間

- * 災害救助法が適用された場合は、県は上記実施期間内に行った救助活動について、定められた額の範囲で、費用を負担することとなる
- * 救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣（内閣府）に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。
- * 医療、助産、死体の処理（死体の洗浄、縫合等）については、日本赤十字社富山県支部に委託されている。

(4) 被災者台帳等

災害が発生し、救助を必要と認める被害を受けた者がいるときは、被災者台帳を整備し、必要があるときは罹災証明書を発行するものとする。また、常に地域住民の実態を把握し、災害時における救助の円滑と適正を図るため住民調査を実施するものとする。

ア 罹災者台帳等

① 被災者台帳の作成

市長は、法による救助を必要と認める災害により、被災した者がいるときは、その被害状況を調査のうえ被災者台帳を整備し、これに登録する。

【被災者台帳】・・・様式集「様式21」

② 罹災証明書の発行

市長は、罹災者に対し、必要があると認めたときは、罹災者から罹災証明申請書の提出を受け、被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行する。

【罹災証明申請】・・・様式集「様式19」

【罹災証明書】・・・様式集「様式20」

イ 応急救助の実施状況等の報告

災害救助法を適用し応急救助を実施した場合はその実施状況等を次により報告する。

① 救助実施状況の記録・報告等

市災害対策本部各部班は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、救助の実施状況を、救助実施記録日計票により、企画広報班に報告する。

② 救助実施記録日計票、救助日報の作成及び県への報告

企画広報班は、各部班からの報告をとりまとめ、日計票、救助日誌に記録する。また、後日における災害救助費国庫負担金の精算事務を的確に行うためにも、日計表、救助日報に記録し、適宜、県に報告する。

【災害救助法の過去の適用例】・・・資料編「15-4」

【災害救助法の概要と基準】・・・資料編「15-3」

【救助実施記録日計票】・・・様式集「様式16」

【救助日誌】・・・様式集「様式17」

第20節 災害救援ボランティアとの連携及び民間団体等からの人員の確保

担当課	総務課、社会福祉課、商工観光課
-----	-----------------

災害応急対策を迅速的確に実施するため、災害救援ボランティアとの連携や日本赤十字奉仕団の協力、労働者の雇用、近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。

1 災害救援ボランティアとの連携

行政や市民等の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が不可欠となっている。

このため災害救援ボランティアとの円滑な連携を図り、ボランティアの持つ知識、技能等が有効に発揮されるよう体制を整備する。

(1) 市災害救援ボランティア本部

市災害対策本部が設置された場合は、市（災害救助班）及び市社会福祉協議会は、連携して、直ちに「小矢部市災害救援ボランティア本部」を設置するものとする。

市災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

ア 設置場所

小矢部市総合保健福祉センター内におく。

（困難な場合は、クロスランドセンターにおく）

イ 役割

- ① 市内外からの災害救援ボランティアの相談・受付窓口
- ② 災害救援ボランティアの受入れ、登録、保険加入手続き
- ③ 災害救援ボランティアの宿泊先・食料の確保
- ④ 災害救援ボランティアの移動手段の確保（配車等）
- ⑤ 活動用資機材の確保
- ⑥ 救援物資の仕分け、搬送、調達
- ⑦ 災害救援ボランティア活動計画の作成
- ⑧ 被災者ニーズの把握
- ⑨ 被災者相談窓口の開設（電話）及び各種相談の対応
- ⑩ 市災害対策本部、県災害救援ボランティア本部、現地事務所との連絡調整
- ⑪ 自主防災組織、民生委員児童委員等の地域団体との連絡調整
- ⑫ 避難所等の運営スタッフの派遣協力の調整
- ⑬ 地域内への広報
- ⑭ 県災害救援ボランティア本部等への運営スタッフ派遣要請

ウ 運営主体

市災害救援ボランティア本部の運営は、市社会福祉協議会が実施する。

(2) 災害救援ボランティア現地事務所

市災害救援ボランティア本部は、被災地の状況に応じて、ボランティア活動の拠点として、現地事務所を設置する。

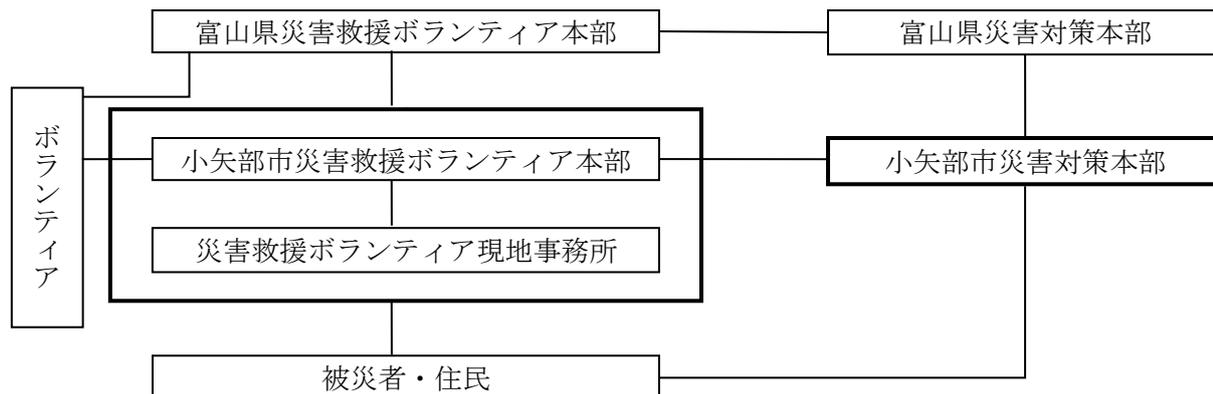
ア 設置場所

市対策本部と協議のうえ、公民館・避難所等の中から、円滑な活動ができる場所を選定する。市は、場所の迅速な確保に協力する。

イ 役割

- ① 市災害救援ボランティア本部との連絡調整による現地活動計画の作成
- ② 現地の被災者ニーズの把握
- ③ 現地での災害救援ボランティアの受入れ（原則、本部を通じて受入れ）
- ④ 救援物資の整理・配布
- ⑤ 活動用資機材の配布
- ⑥ 災害救援ボランティアに対する現地活動内容の指示、活動状況把握、健康管理
- ⑦ 災害救援ボランティアによる避難所運営支援活動の調整
- ⑧ 災害救援ボランティアと自主防災組織等との調整

(3) 連携体制



2 赤十字奉仕団等への救援活動の要請

(1) 要請

災害救助班は、必要に応じ、災害救助支援のため、小矢部市赤十字奉仕団及び日本赤十字社富山県支部に対し、協力を要請する。

(2) 活動内容

- ア 炊き出し
- イ 救援物資の整理運搬
- ウ 飲料水の供給
- エ 清掃及び防疫
- オ 交通規制整理
- カ 被害調査
- キ その他災害応急措置のうち危険を伴わない作業

(3) 帳簿の整備

災害救助班は、次の事項について記録簿を作成整備しておくものとする。

- ア 奉仕団の名称及び人員、又は氏名
- イ 作業内容及び期間
- ウ その他参考事項

3 民間団体等からの人員の確保

(1) 民間団体からの人員の確保

炊き出し、救援物資の仕分け・配布等のために、自主防災組織、民生委員児童委員協議会など民間団体の協力を要する場合は、それぞれの部班は、災害救援ボランティア本部に必要人数の確保を要請する。同本部は、人数等を調整のうえ民間団体に協力を要請する。

なお、急を要する場合は、各部班は、直接、民間団体に人員確保の要請を行い、その旨を同本部に報告する。

(2) 医療救護関係者の確保
第12節「医療救護」による。

(3) 土木・建設作業員の確保
土木・建築業関係団体との協定に基づき、確保を図る。

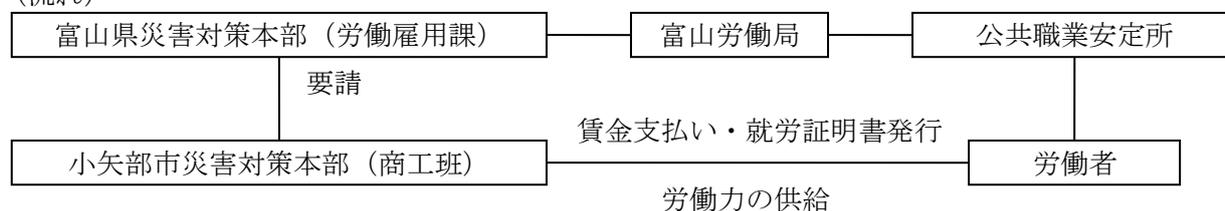
4 労働者の雇用

災害対策本部（商工班）は、災害救援活動のための必要な要員雇用を行う。なお、災害救助法適用後は、知事の補助機関として実施する。

商工班は、総務班と連携し、各部班の活動状況に応じて必要な労働者を雇用し、各部班へ配置する。

なお、更に労働者が不足するときは、商工班は、県災害対策本部（労働雇用課）に労働力の確保を要請する。県は、公共職業安定所に連絡する。公共職業安定所は、速やかに人員を確保し、安定所内又は市指定場所に待機させる。

(流れ)



(1) 労働者の雇用範囲及び期間

労働者雇用の範囲は災害応急対策並びに救助の実施に必要な労働者とする。
労働者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とする。

(2) 災害救助法適用の場合の雇用範囲及び雇用期間

災害救助法に基づく労働者の雇用の範囲及び期間は次のとおりである。

雇用の範囲	雇用期間
① 罹災者の避難誘導等	災害発生の日及び発生のおそれのある日 1 日程度
② 医療における患者の移送	災害発生の日から 14 日 以内
③ 助産における患者の移送	〃 13 日 〃
④ 罹災者の救助	〃 3 日 〃
⑤ 飲料水供給に要する作業	〃 7 日 〃
⑥ 被服寝具その他生活必需品の整理輸送配分等	〃 10 日 〃
⑦ 教科書の配分等	〃 1 ヶ月 〃
⑧ その他学用品の配分等	〃 15 日 〃
⑨ 炊き出し用食料品の整理等	〃 7 日 〃
⑩ 医薬品、衛生材料の整理等	〃 14 日 〃
⑪ 死体の捜索に必要な作業	〃 10 日 〃
⑫ 死体の処理に必要な作業	〃 10 日 〃

*労働者雇用期間の延長

災害規模等により期間の延長を必要とする場合は厚生労働大臣の承認を得て自動的に延長することができる。

(3) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

5 従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

(1) 強制命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急措置 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市町村長
		〃 第65条第2項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法第4条	警察官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	〃 第25条	
災害応急措置(災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令	〃 第71条第2項	市町村長(委任を受けた場合)

(2) 命令対象者

命令等の種別による対象者は次表に掲げるとおりである。

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	1. 医師、歯科医師又は薬剤師 2. 保健師、助産師又は看護師 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工、左官、とび職 5. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従業者 9. 船舶運送業者及びその従業者 10. 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長・警察官の従事命令(災害応急対策全般)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者

6 受入体制の確立

各部班は、動員された者の作業が円滑に進むよう、指揮系統・作業内容等を明確にした活動計画を定めるとともに、食事・休憩・宿泊場所の確保など、受入体制を整えるものとする。

7 損害補償

公務により又は市長の従事命令により、応急措置に関する業務に従事し又は協力した者が、これのために負傷し、疫病にかかり又は死亡した場合において「小矢部市消防団員等の定員、任免、報酬、服務等に関する条例」に定めるところにより損害補償金を支給するものとする。

(1) 対象者

- ア 非常動消防団員
- イ 消防作業に従事した者
- ウ 緊急業務に協力した者
- エ 応急措置従事者

(2) 損害補償の種類

- ア 療養補償
- イ 休業
- ウ 傷病補償年金
- エ 障害補償
 - ① 障害補償年金
 - ② 障害補償一時金
- オ 遺族補償
 - ① 遺族補償年金
 - ② 遺族補償一時金
- カ 葬祭補償

第21節 防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施

担当課	生活環境課、健康福祉課
-----	-------------

災害の被災地域における衛生条件の悪化や感染症等の疾病の発生を防止するため、次のとおり防疫及び保健衛生活動を実施する。また、被災者の心のケアを実施し、被災者の心の健康保持に努める。

1 防疫活動

(1) 防疫チームの編成

防疫活動は、生活環境班が砺波厚生センターの協力を得て、防疫チームを編成し、実施するものとする。

防疫活動の実施にあたっては、予め定めた担当職員緊急連絡名簿を活用する。

(2) 状況把握と活動指示

生活環境班は、被災地・避難所等の衛生状況を把握し、必要な措置を確認のうえ、防疫チームに活動を指示する。

防疫活動の指示にあたっては、厚生センターの指導を受けるものとする。

(3) 防疫用薬剤・資機材の調達

生活環境班は、関連業者から消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などの確保を図り、防疫の万全を期するものとする。

(4) 感染症対策の実施

感染症対策は、救護班が次のとおり実施する。

ア 避難所や被災地域での疾病調査を行うとともに、医師や避難所等からの通報等により、災害に伴う感染症の発生状況を把握する。

イ 指定医療機関の収容能力及び隔離病舎収容力を事前に確認する。

ウ 避難所等での手洗い等の衛生指導及び塩化ベンザルユニウム又は消毒用アルコール等の配布を行う。

エ 避難所等での健康診断を実施する。必要な者には、医療救護所又は医療機関への診察を促す。

オ 厚生センターとの協議により、必要と認められるときは、知事の指示又は命令に基づき、医療救護所又は医療機関において、臨時の予防接種を実施する。

カ 感染症患者が発生した場合は、救護班は次により対応する。

① 速やかに市災害対策本部及び厚生センターに連絡する。

② 砺波厚生センターの指示に従い、隔離自動車により感染患者、保菌者を搬送、隔離する。

③ 搬送後は災害対策本部及び砺波厚生センターへ報告する。

④ 感染症発生箇所の消毒を、防疫チームに要請する。防疫チームは、防護服等を着用のうえ、ただちに消毒を実施する。

⑤ 避難所管理責任者に対し、感染症発生箇所への立ち入り禁止措置を指示する。

⑥ 企画広報班と連携し、チラシ・広報車、ケーブルテレビ等により、感染症の発生・拡大防止について、広報を実施する。

(5) 消毒の実施

防疫チームは、次の場合に、対策本部と協議のうえ、消毒を実施する。ただし、緊急を要する場合は、ただちに実施するものとする（なお、「感染症の予防及び感染上の患者に対する医療に関する法律」に留意して実施すること）。

① 感染症が発生したとき、発生の予防又はそのまん延防止のため必要と認めるとき。

- ② 水害により道路溝渠、家屋周辺が不衛生になったとき。
- ③ 家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき。
- ④ 土壌還元によるし尿処理を行うとき。
- ⑤ そ族、昆虫が大量に発生したとき。
- ⑥ 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。

* 消毒の実施にあたっては、次の個所に留意する。

- ・ 下痢患者、有熱患者が発生している地域
- ・ 収容避難所のトイレ、応急し尿処理場所
- ・ 飲料水確保場所
- ・ 廃棄物仮置き場
- ・ ねずみ、昆虫等の発生場所
- ・ 浸水等により衛生条件が悪い場所や異臭等のする場所

* 消毒範囲が広く、防疫チームのみでは対応が困難な場合は、自主防災組織・ボランティア等に消毒方法を指導のうえ、消毒剤・器材の配布を行う。

* 消毒剤・器材については、生活環境班は、常に在庫を確認しておくとともに、災害時には、必要量を業者から調達する。

2 衛生活動

(1) 被災者に対する衛生指導

生活環境班は、救護班と連携し、砺波厚生センター防疫担当職員と協力して、避難施設避難者及び被災地域住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行等を指導する。

(2) 食中毒の防止

被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について、必要があるときは、砺波厚生センターを通じ知事に対しその実施を要請する。

生活環境班は、県が実施する衛生活動に協力するものとする。

(3) 飲料水（井戸水）の消毒

生活環境班は、井戸水を飲用に使用するときには、カルキ等による消毒を行い、以後は消毒薬を交付して、市民に自主的に行わせる。また、プール及び防火貯水槽の水をろ過使用する場合は、上下水道班に消毒薬を交付する。

活動としては、主として避難施設、被災地域及び井戸等を巡回して作業を行う。

3 県への協力要請

市長は、疾病調査、感染症患者の隔離、消毒剤・器材及び人員の不足等、市の能力では実施が困難な防疫・衛生活動が生じた場合は、砺波厚生センターを通じて県知事に協力を要請する。

4 食品衛生監視の実施

食品衛生監視については、砺波厚生センターに依頼する。

なお、食品衛生監視の活動は次のとおりである。

- ・ 救護食品の監視指導及び試験検査
- ・ 飲料水の簡易検査
- ・ 冠水した食品関係業者の監視指導
- ・ その他食品に起因する危害発生の防止

5 家庭動物・放浪犬等の保護

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴によ

る問題の発生が予想される。

市は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、富山県砺波厚生センター及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

また、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。

6 記録及び報告

生活環境班は、災害防疫日報（その日の患者発生数、防疫作業従事者数、使用器具、使用薬剤、種類別使用量、地区別消毒及び昆虫駆除実施戸数等）を記録し、報告する。

【災害防疫日報】・・・様式集「様式18」

7 被災者の心のケア

震災のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

また、必要に応じて民生委員児童委員の協力を求めて実施する。

8 実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
救護班	感染症対策活動	1班	医師 1人 保健師 1人 職員 2人	※1 ※2
生活環境班	消毒活動	1班	防疫指導者 1人 職員 2人	

※1 医師の派遣は、市医師会に要請する。

※2 保健師の派遣は、砺波厚生センターに要請する

9 活動時期の目安

発災	1 h	6 h	12 h	1日	3日	1週
					防疫、消毒	
						衛生

第22節 障害物の除去

担当課	社会福祉課、建設課、総務課、消防署
-----	-------------------

災害により生活又は交通の支障となる障害物が生じた場合の除去は、次のとおり実施する。

1 道路、河川等にある障害物の除去

(1) 目標

道路交通を緊急に確保する範囲内において実施する。

(2) 障害物除去の担当機関

ア 道路、河川等にある障害物の除去はその道路、河川等の維持管理者が行う。

イ その他の施設の障害物の除去はその施設の所有者又は管理者が行う。

- ・ 国道、県道・・・国土交通省、富山県
- ・ 市道・・・小矢部市
- ・ 電柱、架線・・・NTT、北陸電力送配電、交通機関

2 住宅内の障害物の除去

(1) 除去対象者の把握

災害救助班は、以下の基準により、住宅内の障害物の除去対象者を把握する。

〔除去対象者〕

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等の除去を行う場合の対象は次の場合に限るもめとする。

- ① 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあるもの。
- ② 自らの資力をもって当該障害物を除去することができない者。
- ③ 住家が半壊した者。

(2) 除去

住居内の障害物の除去については、必要最小限の日常生活を営み得る状態にする。

除去に際しては、関係業者等の協力を得て行う。

3 労力、資材、機材の確保

労力、資材、機材は、関係業者等から供給を受けるほか、必要に応じて地区民及びボランティアの協力を得るものとする。また、必要に応じ、自衛隊の派遣を要請する。

4 集積場所

除去した障害物の集積場所は、公用地であって交通並びに市民生活に支障のない場所を原則とする。ただし、災害の規模が大きい場合は民有地の所有者と協議のうえ、一時集積場所とする。又最終の処理は、第23節「廃棄物の処理」による。

第23節 廃棄物の処理活動

担当課	生活環境課
-----	-------

災害に伴い発生する大量のごみやし尿の処理を、次のとおり、迅速・確実に実施するものとする。

1 実施機関

生活環境班は、被災地のごみの収集処理及びし尿のくみ取り等を実施する。

2 ごみの収集処理

(1) 排出量の推計と収集・運搬・処分実施計画の策定

生活環境班は、各地域別の被害状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計し、災害に伴うごみの収集・運搬・処分実施計画を策定し、その実施にあたる。

なお、災害に伴うごみとしては、次のものがある。

- ・災害廃棄物 …道路復旧等による発生材、損壊、焼失による建築物廃材等
- ・粗大ごみ …災害により使用できなくなった家具、畳等
- ・生活ごみ …ごみ収集の停止により蓄積された生活ごみ、生ごみ等

(2) 収集方法

ごみ収集業者に委託し、収集する。当該業者に、ごみ収集車・人員の確保を求め、不足する場合は、処分も含め次の方法により処理する。

- ① 建設業者、各種団体等の自動車、特殊車の借り上げ使用
- ② 建設業者による請負
- ③ 民間各種団体への応援要請

なお、収集にあたっては、避難施設の生活ごみ、生ごみ等腐敗性の大きいごみを優先的に収集するものとする。

(3) 処分の方法

被災地から排出した廃棄物は一時集積所に集め、最終処理は、埋立て等の方法により処分する。この場合、必要に応じて消毒、覆土等衛生管理の徹底を期するものとする。

ア ごみの一時集積場所の指定

災害の発生により短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、生活環境班は、速やかに適切な空き地を確保し、ごみの一時集積所を指定する。

ごみの一時集積所の具体的な選定に際しては、次の点に留意する。

- ① 他の応急対策事業に支障のないこと
- ② 環境衛生に支障がないこと
- ③ 搬入に便利なこと
- ④ 後に行う焼却、最終処分に便利なこと
- ⑤ 災害廃棄物の大量発生に対応する一時保管所を確保すること

イ ごみの一時集積場の管理

次の事項に留意して管理する。

- ① ごみの飛散防止措置の実施
- ② 消毒等による衛生管理の実施
- ③ 分別集積の実施

ウ 避難所ごみ収集体制の整備

生活環境班は、避難所の衛生確保のため、速やかに、避難所に適切なごみ保管場所を確保するとともに、ごみ収集体制を整備する。

エ ごみ処理施設の設置

一時集積場から焼却施設、最終処理場への一時的な大量搬入が混乱をきたす場合は、生活環境班は、家屋解体廃棄物、災害廃棄物等の選別・保管・焼却が適切に処理できる中間処理施設を確保する。

オ アスベスト対策の実施

損壊家屋の解体・処理にあたって生活環境班は、道路住宅班と連携し、アスベストの使用の有無を解体処理業者に確認するよう指示する。

使用されている場合は、アスベストが飛散しないよう、解体・運搬に対策を講じるよう指示するとともに、処分地を指定する。

カ ごみの焼却・最終処分

一時集積所・中間処理施設のごみは、焼却施設及び最終処分場へ搬出する。

焼却施設は、高岡市及び氷見市の施設に協力を要請する。

最終処分場は、小矢部市不燃物処理場とする。

【ごみ処理施設所在地】・・・資料編「9-2」

(4) 事業者による処理

事業による廃棄物の処理は、原則として、事業者自らの責任で行うものとする。

(5) 広域的な支援・協力の確保

生活環境班は、ごみの処理について、収集運搬車両、処理施設等が不足する場合は、県知事に対して、広域的な支援の要請を行う。

(6) 市民への周知事項

生活環境班は、広報班と連携し、次の事項について、市民への周知を図る

- ① 指定場所への搬入は、原則として住民自らが行うこと。(ただし、困難な場合は市が行う。)
- ② 住民間の協力体制をつくること(積雪時のごみ収集路の除雪協力等を含む)
- ③ 搬入に際しては分別すること
- ④ 道路上に廃棄物を出さないこと
- ⑤ 災害以外の便乗ごみの排出は行わないこと
- ⑥ 指定場所以外での不法投棄を行わないこと
- ⑦ ごみ野焼きを行わないこと

3 し尿の収集処理

(1) し尿処理対策

災害の発生に伴う停電、上下水道の使用停止、し尿処理施設の被災等により、通常やし尿処理がストップする場合には、次の対策を講ずる。

ア 仮設トイレの設置

生活環境班は、リース業者等から、仮設トイレを借り上げ、下水道の使用が不能の地域内にあつた次の施設から優先的に設置する。

- ① 指定緊急避難場所(避難が長期間に及ぶとき)
- ② 指定避難所(避難所内で不足又は使用できないとき)
- ③ 住宅密集地

仮設トイレの設置は、60人に1基を目標とする。

また、仮設トイレに貯溜したし尿の最終処分は、し尿収集業者に委託し、下水道処理施設に搬送する。

イ 容器等への溜め置き指示

最悪の事態では、市である程度の体制が整うまでの間は、容器等への溜め置きを指示する。その場合の容器、消毒薬剤、回収処理方法について、状況に応じて適切な措置を講ずる。

ウ バキュームカーの確保

状況に応じて、関係業者にバキュームカーの確保を求める。

エ 広域的な支援・協力の確保

生活環境班は、し尿処理について、バキュームカー、人員等が不足する場合は、県知事に対して、広域的な支援の要請を行う。

(2) 市民への周知事項

生活環境班は、企画広報班と連携し、次の事項について市民の周知を図る。

ア 水道施設が復旧しても、下水管のチェックが済むまで水を流さないこと

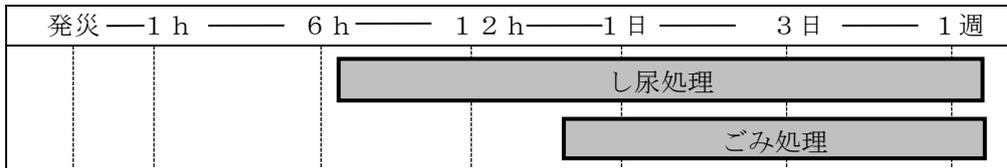
イ 汚物をごみに混ぜて出さないこと

(3) 「し尿処理施設」の早期復旧

当市のし尿処理は、砺波地方衛生施設組合が管理している「し尿処理施設」で行われている。生活環境班は、速やかに同施設の安全を確認するとともに、同施設が被災した場合は、同組合に対し、早期復旧を求める。

砺波地方衛生施設組合し尿処理施設所在地：高岡市福岡町土屋 710 TEL 64-2028

4 活動時期の目安



第24節 応急住宅対策等

担当課

都市建設課、社会福祉課

震災によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として応急仮設住宅の建設を実施する。

1 被災世帯の調査

市(道路住宅班)は、地震災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を実施する。

- ア 住宅及び宅地の被害状況
- イ 被災地における住民の動向
- ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

2 応急仮設住宅の建設

道路住宅班は、次により、応急仮設住宅を建設する。

(1) 設置方法

- ア 設置戸数
被災世帯が必要とする戸数を設置する。
- イ 規模・構造及び費用限度額
規模は、1戸当たり 29.7 m²とし、構造・費用限度額は、富山県災害救助法施行規則に定める基準とする。

【富山県災害救助法施行規則】・・・資料編「15-5」

【応急仮設住宅仕様基準】・・・資料編「15-6」

なお、必要に応じて、高齢者・障害者等の利用しやすい構造・設備を有す「福祉仮設住宅」を設置するものとする。

(2) 設置場所

- ア 応急仮設住宅の建設用地は、次の内から災害時の状況により選定する。
 - ① 都市計画公園予定地
 - ② 公園、緑地、広場
 - ③ 県有施設敷地内空地
 - ④ 市有地
 - ⑤ 国有地

災害地の応急措置の用に供するときは国有財産の無償貸与を受けることができる。この場合は、財務大臣あて普通財産の貸付申請の手続きを行う。(国有財産法第22条)
- イ ガス、水道、電気等供給施設の布設可能な場所を選定する。
- ウ 交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所を選定する。

(3) 建設工事

道路住宅班は、設計・施工監理を行い、市内建築業者に要請し、応急仮設住宅の建設を行う。災害救助法適用後は、応急仮設住宅の建設は、県知事が直接、建設業者に請け負わせる方法で建設する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が実施する。この場合、建設業者の選定にあたっては、一般社団法人富山県建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会に対して協力を要請する。

(4) 着工期間

できるかぎり速やかに着工する。ただし、災害救助法適用の場合は、原則として20日以内に着工するものとする。なお、災害の状況により着工が困難な場合は、厚生労働大臣（富山県知事経由）の承認を得て延長することができる。

(5) 民間賃貸住宅借上げによる供与

ア 県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、市長に委任された場合は市が実施する。

イ 県及び市は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、公益社団法人富山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会富山県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会富山県支部に協力を要請する。

(6) 応急仮設住宅の管理

道路住宅班が管理にあたる。ただし、災害救助法適用後は、県営住宅の管理に準じて県が行い、市はこれに協力する。なお、市長に委任された場合は、市長が実施する。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

3 入居者の選定・賃借契約の締結

災害救助班は、次により、入居者の選定等を行う。

(1) 入居者の選定

応急仮設住宅に収容する入居者は下記アの対象者のうちから、下記イに該当する者で、住宅の必要度の高い者から民生委員児童委員等の意見を聞き選定する。ただし災害救助法が適用された場合は知事が決定し、市長に委任された場合は、市長が決定する。

ア 次のいずれにも該当するもの

- ① 災害のため住家が全壊（焼）したもの
- ② 居住する仮住家がないもの
- ③ 自己の力では、住宅を建築することができないもの

イ アの該当者のうち下記要件を備えているもの

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない一人親世帯
- ④ 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者
- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者

なお、高齢者・障害者等は優先するものとする。

(2) 賃借契約の締結

入居させる際は入居対象者に対し、応急仮設住宅の趣旨、遵守事項等について十分認識させ、「応急仮設住宅使用賃借契約書」を締結さすものとする。

(3) 貸与期間

応急住宅貸与期間は建築工事完了の日から2年以内とする。

(4) 応急仮設住宅の管理

道路住宅班が管理にあたる。ただし、災害救助法適用後は、県営住宅の管理に準じて県が行い、

市はこれに協力する。なお、市長に委任された場合は、市長が実施する。

4 処分

貸与期間が終了しこれを処分する場合は、小矢部市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例その他の関係例規に定める方法によるものとする。ただし災害救助法に基づく場合は、これを知事に返還するものとする。

5 住宅の応急修理

市（道路住宅班）は、災害により被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

（1）応急修理対象世帯数の把握

道路住宅班は、建物の被害調査により、次に示す応急修理対象世帯の数を把握する。

〔応急修理対象世帯〕

応急修理対象世帯住家が半壊（焼）し、日常生活に欠くことのできない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない者（世帯単位）

（2）住宅の応急修理

住宅の応急修理に際しては、建築関係業者等の協力を得て行う。

ア 実施対象者

住家の応急修理の実施対象者の基準は、次のとおりとする。

- ① 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことのできない状態にあること。
- ② 自己の資力では、住家の応急修理ができないこと。
- ③ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる見込みのあること。
- ④ その他応急仮設住宅の対象者に準じる者であること。

イ 実施内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

修理に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

ウ 修理の戸数

被災世帯が必要とする戸数を修理する。

エ 修理対象者の選定

道路住宅班は、災害救助班と連携し、被災者の生活条件、資料等を勘案して修理対象者を選定する。災害救助法適用後は県が選定し、市長が委任を受けたときは市長が選定する。なお、高齢者・障害者等は優先するものとする。

オ 修理の時期

できるかぎり速やかに着工する。ただし、災害救助法適用の場合は、原則として1ヶ月以内に完了するものとする。なお、災害の状況により着工が困難な場合は、内閣総理大臣（富山県知事経由）の同意を得て延長することができる。

カ 修理の実施

道路住宅班は、市内建築業者に協力を要請し、現物給付をもって修理を行う。なお、資機材、要員の確保が困難な場合は、一般社団法人富山県建設業協会に応援を要請する。

（3）建築相談所の開設

被害を受けた市民の自主的な補修及び建築を速やかに実施させるため資材等の斡旋及び災害による価格の高騰をさけるため、市役所内に建築相談所を開設する。

6 公営住宅等の斡旋

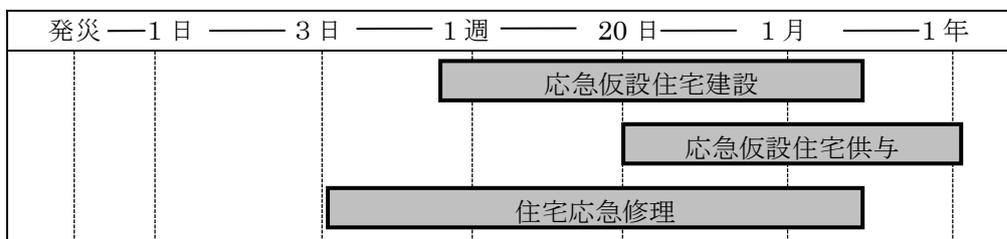
応急仮設住宅の完成及び住宅の応急修理まで相当の時間がかかる場合は、次の住宅等の入居を斡旋する。

- ① 市営住宅
- ② 県営住宅
- ③ 雇用促進住宅
- ④ 民間アパート等

7 実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
道路住宅班	連絡調整	1班	職員 2人	
	応急仮設住宅建設 住宅応急修理	2班	職員 2人	
災害救助班	入居者の選定	1班	職員 3人	

8 活動時期の目安



第25節 建築物の被害調査・応急危険度判定

担当課	都市建設課、企画政策課、社会福祉課
-----	-------------------

1 建築物の被害調査

道路住宅班は、下記により、被害調査を実施する。

なお、本調査にあたっては、二次被害防止のために行う「建築物の応急危険度判定」とは異なることを、被災者に理解してもらうことが必要である。

(1) チームの編成

調査は、関係機関の協力を得て、チームを編成して行う。

判定基準は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。

[災害に係る住家の被害認定基準運用指針]

①または②のいずれかによって判定する	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める損害割合	50%以上	40%以上 70%未満	20%以上 40%未満

【被害認定の流れ】・・・資料編「15-7」

(2) 被災者台帳の作成

災害救助班は、道路住宅班の調査結果に基づき、罹災台帳を作成する。

被災者台帳は、住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設等の資料として活用する。

【被災者台帳】・・・様式集「様式21」

(3) 罹災証明書の発行

企画広報班は、被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行する。

2 建築物の応急危険度判定

地震により多数の建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の生活の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

(1) 被災建築物応急危険度判定実施の決定等

- ① 建築物の被害発生状況を調査し、被災建築物応急危険度判定実施の必要性について判断する
- ② 被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部内に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する。

(2) 被災建築物応急危険度判定の実施方法

被災建築物応急危険度判定は、小矢部市被災建築物応急危険度判定本部業務要領に基づき、以下のとおり実施する。

- ① 被災建築物応急危険度判定を実施する地域等を確定し、実施について市民に周知するとともに、市内の被災建築物応急危険度判定士に協力を要請する。
- ② 建築物の被害が広範囲であること等により市内の被災建築物応急危険度判定士等で対応できないと判断した場合は、県に対し支援を要請するものとする。

- ③ 被災した他市町村の判定活動において、県より、当市内在住の判定士の参加を求められた場合は、市から市内在住の判定士へ支援要請を行う。
- ④ 被災建築物応急危険度判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会）」に基づき実施する。
- ⑤ 市職員等の地域の状況に精通した被災建築物応急危険度判定コーディネーターを置き、調査区域の設定、被災建築物応急危険度判定士の班編成等のほか、判定実施に必要な準備作業等を行うものとする。
- ⑥ 被災建築物応急危険度判定作業は、2名以上の被災建築物応急危険度判定士でチームを編成し、被災建築物応急危険度判定コーディネーターから指示された担当区域の調査を実施し、調査結果を建築物の見やすい位置に表示するとともに、必要に応じて建築物使用者等に説明するものとする。
- ⑦ 余震の発生状況等必要に応じて被災建築物応急危険度判定を繰り返し実施する。

【建物の応急危険度判定活動の流れ】・・・資料編「15-8」

【被災建築物の応急危険度判定結果の表示】・・・資料編「15-9」

3 宅地の危険度判定

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による宅地の倒壊から生ずる二次災害を防止し、住民の安全確保を図るため、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地の危険度判定を実施する。

(1) 被災宅地危険度判定実施の決定等

- ① 大地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、宅地判定を要すると認めたときは、その実施を決定し、対象となる区域を定める。
- ② 宅地判定の実施を決定したときは、災害対策本部に被災宅地応急危険度判定実施本部を設置する。

(2) 被災宅地危険度判定の実施方法

被災宅地危険度判定は、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき、以下のとおり実施する。

- ① 被災宅地危険度判定実施本部長は、職員の被災宅地危険度判定士等で対応できないと判断した場合は、県に対し支援を要請するものとする。
- ② 被災宅地危険度判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき実施する。
- ③ 被災宅地危険度判定結果の表示は、「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き（被災宅地危険度判定連絡協議会）」によるものとし、宅地の見やすい位置に表示するとともに、必要に応じて所有者等に判定内容について説明するとともに、危険と認められる場合は立ち入り禁止等の措置をとるものとする。

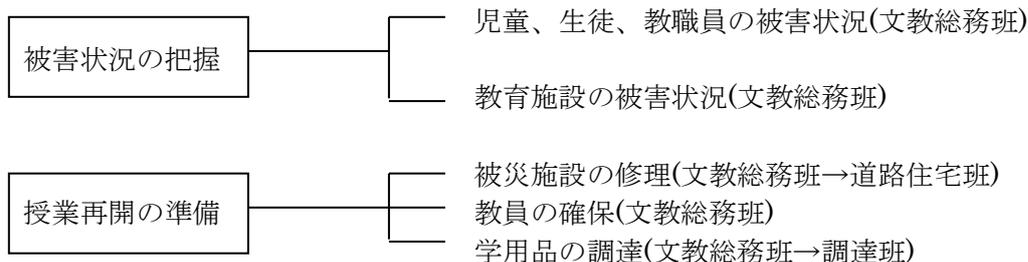
第26節 文教対策

担当課	教育総務課、文化スポーツ課
-----	---------------

災害により教育を中断させないために被害を受けた文教施設の応急復旧、応急的教育施設の確保、応急教育の実施等の必要な対策を行う。

1 応急教育に必要な業務

応急教育を実施するために、次の業務を行う。



2 児童、生徒、教職員の被害状況の把握

文教総務班は、災害発生後ただちに児童、生徒、教職員の被害状況を把握し災害対策本部を経由して県教育委員会に報告する。

勤務時間外に災害が発生したときは、教職員は各所属校に参集する。

各学校長（又は教頭）は、参集した教職員の所属、職、氏名を確認し、災害対策本部に報告する。

教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施に支障をきたす場合は、文教総務班は、県教育委員会との連携のもと、教職員の応援派遣や非常勤講師の任用等の措置を行う。

3 教育施設の被害状況把握

文教総務班は、速やかに校舎等の教育施設の被害状況を把握し、災害対策本部を経由して県教育委員会に報告する。

4 応急教育の実施場所

文教総務班は、災害の程度に応じ、おおむね次の表により授業が中絶することがないように、応急教育実施の実施場所について対策をたてる。

災害の程度	応急教育の実施場所
学校の校舎の一部が、災害を受けた場合	特別教室、余剰教室、屋内体育館
学校の校舎の全部が、災害を受けた場合	① 公民館等の公共施設 ② 隣接学校の校舎
特定の地域全体について、相当大きな災害を受けた場合	① 市民の避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設 ② 応急仮設校舎

なお、教育施設が避難施設として利用されている場合は、文教総務班と避難班が連携し、避難住民、自主防災組織等と協議のうえ、教育施設の確保を図る。

5 被災教育施設の修理

文教総務班は、災害の拡大のおそれなくなり応急教育を実施できる見込みとなった際は、修理の必要な教育施設を選定し、災害対策本部を經由して道路住宅班に修理復旧を要請する。

また、状況により、被災を免れた公立学校施設の相互利用、プレハブ校舎の建設、他の公共施設の利用を図り、授業の早期再開を図る。

6 教材・教具の確保

県内、県外業者のリストを作り、被害地域に応じた発注体制をとる。

7 教職員の確保

学校内、市教委、県教委段階の調整、指導主事の派遣等により程度に応じて対応策をとる。

文教総務班は、教職員の被害状況、参集状況を基に教員の適正配置を行い、授業を行える態勢を整える。

8 応急教育の実施

(1) 応急教育計画の策定等

ア 校長又は園長（以下「校長等」という。）は、知事又は所管教育委員会と協議のうえ、あらかじめ災害時の応急教育計画（行動マニュアルを含む。）を策定する。

イ 校長等は、災害の発生に備えて、児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る。

(2) 応急教育の実施

ア 被害の程度によって臨時休校の措置をとり、対応策として夏休みの振替授業等により授業時間を完全に確保する。

イ 教育環境の悪化により、教育効果が低下することのないよう補修授業等を適宜実施する。

9 学校内・登下校路の安全対策

文教総務班は、学校長と連携し、学校内並びに登下校路の危険箇所の点検を行い、迂回路の設定等及びその周知徹底により、児童、生徒の安全確保を図る。

10 給食

学校給食については、災害により被害があってもできる限り継続して実施する。

施設破損、炊き出し実施等により完全給食が行えない場合は、業者枠を市内外に広げ、パン、ミルク給食とする。

11 学用品の支給

(1) 給与対象者の把握

文教総務班は、下表に示す給与対象者を把握する。

[給与対象者]

<p>災害によって住家に被害を受けた小学校児童及び中学校生徒（盲学校・ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ）で学用品をそう失又はき損し、就学に支障をきたしている者。</p>

(2) 学用品等の調達

ア 教科書の調達

文教総務班は、応急教育に必要な教科書について、学校別、学年別、使用教科書別に、その数量をすみやかに調査し、県に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。

また、必要に応じ、市域内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済の教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

文教総務班は、応急教育に必要な学用品についてその種類、数量を調査し、県教育委員会に報告する。

小矢部市において調達可能な学用品は、災害対策本部を経由して調達班に調達を依頼する。

県、私立学校の被災の場合で応援要請があった場合は、支障のない限度において教材等を供与し、県、私立学校の正常授業に協力する。

災害救助法が適用された場合には、知事の委任により市長が同法の規定に基づき学用品の給与を行うが、同法の適用がない場合は、災害の規模、範囲及び被害の程度により教育委員会は同法の基準に沿った学用品を支給する。

(3) 学用品等の給与

ア 学用品等の給与方法

文教総務班は、学校長と緊密に連絡を保ち、各学校長を通じて対象者に、教科書・学用品を給付する。

① 教科書

学校別、学年別、使用教科書別に調査して、給与対象名簿を作成し、配分する。

② 学用品

小、中学生別に配分計画表を作成し、配分する。

イ 支給品目

① 教科書及び教材

i) 教科書

文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書

ii) 教材

a 準教科書として使用されているもの（テキスト等）

b ワークブックとして使用されているもの（補充問題集等）

② 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、絵筆、画用紙、下敷、定規等

③ 通学用品

運動靴、雨傘、カバン、風呂敷、通学用靴等

12 相談窓口の設置

文教総務班は、市内小中学校内に保護者の相談窓口を開設する。

13 災害救助法が適用された場合

第19節「災害救助法の適用」による

14 文化財の保護

ア 社会教育班は、国・県・市指定文化財の被害状況を速やかに調査し、その結果を、市災害対策本部及び県知事へ報告する。

イ 被害が発生した場合は、社会教育班は、その所有者・管理者と協力して必要な対策を講じるものとする。なお、国・県指定文化財の場合は、指定先の指示に従うものとする。

15 実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
文教総務班	連絡調整	1班	職員 2人	
	被害状況	1班	職員 3人	
	児童、生徒等被害状況調査	2班	職員 3人	
	教員の確保	1班	職員 2人	
	学用品の調達	1班	職員 2人	
社会教育班	文化財の保護	1班	職員 2人	

16 活動時期の目安

発災	1 h	6 h	1 2 h	1 日	3 日	1 週
			被害状況の把握			
					授業再開の準備	[]

第27節 農業対策

担当課	農林課
-----	-----

災害による農地、農業用施設、農作物、家畜、家禽及び林産物に対し、次の応急措置を行い、被害の拡大を防止する。

1 農業用施設及び農作物に対する応急措置

農政班は、土地改良区及び農業協同組合等農業団体の協力を得て、次の施設の被害状況を把握するとともに、二次被害防止のための警戒及び応急措置を行う。

- ① ため池
- ② 農業用水及び水門
- ③ 育苗・乾燥施設等の農業施設
- ④ 農業用燃料等の保管施設
- ⑤ 農地

また、農業協同組合及び建設土木業者に要請し、応急工事实施のための資機材の確保等を図る。

【老朽ため池（大規模）一覧表】・・・資料編「4-17」

2 農作物に対する応急措置

市は、災害発生後はすみやかに農業団体の協力を得て、病害虫の発生状況などを把握し、直ちに実態に即した作物別の技術対策をたて、広報活動、団体指導及び必要に応じ個別指導を行う。

3 家畜、家禽等に対する応急措置

農政班は、農業協同組合及び畜産関係諸団体の協力のもとに、稲葉山牧野をはじめ被災地の畜舎の倒壊防止措置、家畜、家禽の速やかな救出及び死亡家畜の円滑な処分・廃用家畜の緊急と殺及び飼養管理、逃走防止等について現地指導を行うとともに、飼料の確保及び患畜被害調査、動物医薬品の確保、防疫指導並びに汚染地域の消毒等を行い、防疫の万全を期す。

また、緊急を要する飼料等については、状況により県に対して放出又は斡旋を依頼するものとする。

4 林業に対する措置

農政班は、富山県西部森林組合の協力を得て森林所有者、苗木生産者、林産物生産者等に対し、倒木、被災苗木、林産物の処理及び病害虫の防除について、技術指導を行うとともに、薬剤、種苗の供給等について県の協力を要請するものとする。

また、地滑り等の発生状況を把握し、被害の拡大防止措置を講ずる。

第28節 孤立集落対策

担当課	生活環境課、総務課、消防署
-----	---------------

災害の発生に伴う交通手段の寸断等により発生する孤立集落に対して、次のとおり対策を講じる。
 【小矢部市内の孤立集落対象危険地区】・・・資料編「12-1」

1 応急対策の概要

孤立集落発生時における応急対策の概要は、下表のとおりとする。

集落での応急対策	市での応急対策
1 住民の安否確認、避難誘導 ・住民の安全確保 など ↓ 2 負傷者等の救助、応急手当 ・防災資機材、救急用品の使用 など ↓ 3 被害状況の把握、市への報告 ・負傷者、住民の安否 ・食料品、ライフラインの状況 など ↓ 4 集落内の避難所等での集団生活 ・集団生活の留意点の確認 など ↓ 5 生活物資の確保、要請、調達 ・必要物資リストの確認 など ↓ 6 集落外部の避難所への集団避難 ※市町村との定期的な連絡 ・状況報告、各種支援要請 など	1 集落の孤立発生の確認 ・アクセス道路等の被災状況 ・集落基本台帳の確認 など ↓ 2 集落代表者との通信連絡 ・負傷者、住民の安否 など ↓ 3 負傷者等の救出救助の実施、要請 ↓ 4 県への状況報告 ・負傷者、住民の状況 など ↓ 5 集落へのアクセス道路、ライフラインの確保の要請 ↓ 6 集落への生活物資の搬送や要請 ↓ 7 二次災害予防対策の実施や要請 ↓ 8 集落内外への避難等の必要性検討（避難指示等） 集落外の避難所の確保、対応要請 ※集落代表との定期的な交信 ・県への定期的な状況報告

※各応急対策は、同時に対応しなければならない場合がある

2 応急対策の実施方法

(1) 通信連絡の確保と調査員の派遣

生活環境班は、孤立集落の自治会長等と通信連絡手段の確保に努める。(衛星携帯電話が配備された集落は、その活用を図る。)

通信途絶地域に対しては、消防署と連携し、消防団員等による調査隊を現地に派遣する。調査員は、衛星携帯電話を携行する。

地滑りの発生等により山間部の徒歩に危険が伴う場合は、総務班が県(消防課)に要請し、ヘリコプターによる調査員派遣を行う。また、状況によっては県を通じ自衛隊の協力を要請する。

(2) 被害実態の把握及び救出救助の実施、要請

生活環境班は、孤立集落の自治会長等または調査隊からの被害状況の報告をとりまとめ、本部に報告する。この場合、次の点に留意する。

ア 住民の避難状況及び死傷・傷病者の発生状況（人数・容態等）

イ ヘリコプターの発着可能場所

ウ 医師等の現地派遣の要否

エ 要配慮者の状況（各態様別人数等）

オ 食料、飲料水等の状況

状況により、消防署と連携し、速やかに負傷者等の救出救助活動を行う。

なお、ヘリコプターによる救出救助を要する場合は、総務班が県（消防課）へ要請する。また、状況によっては県を通じ自衛隊の協力を要請する。

(3) 生活物資（食料等）の搬送、要請

孤立集落への食料、飲料水等の搬送について、道路状況により車での接近が困難な場合等は、必要に応じて、総務班が県へヘリコプターを要請する。また、状況によっては県を通じ自衛隊の協力を要請する。

(4) ライフラインの応急復旧による生活基盤の確保

孤立地区の当面の生活基盤を確保するため、電気の復旧、仮設道路等の開設による輸送路の確保を実施する。

第29節 義援金品の受付・配分

担当課	会計課、社会福祉課、総務課
-----	---------------

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受付及びこれらの配分等は、次により適切に行う。

1 義援金品の受付・保管

(1) 義援金の受付・保管

市に直接寄託された義援金は、市役所会計課窓口において、会計班が受け付け、寄託者に領収書を交付するとともに、受払簿を作成する。

会計班は、指定金融機関の会計管理者名義の預金口座に一時預託し、安全かつ確実な保管を図る。

(2) 義援物資の受付

市に直接提供された義援物資は、クロスランドセンターにおいて、災害救助班が受け付け、提供者に受領書を交付するとともに、義援物資の受入リストを作成し、これを保管する。

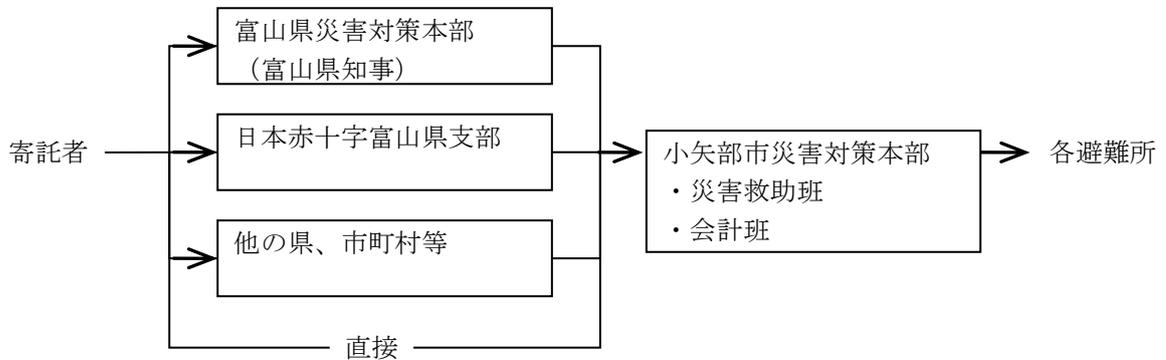
避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受け付け後、災害救助班に引き継ぐ。

【義援金品領収書】・・・様式集「様式22」

(3) 義援金品の受付場所の周知

会計班・災害救助班は、企画広報班と連携し、義援金・義援物資の受付場所の周知を図る。

[義援金品の流れ]



※ 特例

新聞社、放送局、銀行等が口座等を指定して義援金を募集する場合は、特例として別のルートを設定する場合がある。(例：阪神大震災)

2 義援金品の募集

災害の状況によっては、災害救助班は、義援金品の募集を行う。

募集にあたっては、県、日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会に連絡するとともに、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求める。

また、市ホームページ、ケーブルテレビ、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ一般市民に呼びかける。

(1) 義援金の募集

郵便局及び銀行振り込みを原則とし、振込金融機関名、口座番号、口座名義人を公表する。

(2) 義援物資の募集

送り先及び募集する物資リストを公表する。

送付の際には、以下の点に留意するよう併せて依頼する。

- ① リスト以外の物資は送付しないこと
- ② 梱包を解かずに済むよう、梱包物資の内容・種類、数量を梱包の表に貼付する。また、衣服類は古着を避けるとともに、サイズ等を銘記する。

3 義援金品の配分

(1) 義援金の配分（義援金配分委員会）

義援金の配分については、義援金配分委員会（委員：教育長、総務部長、民生部長、会計管理者、防災会議を構成する団体の中から市長が選任した者）を設置し、配分率並びに配分方法を決定し、罹災者に対する適正かつ円滑な配分を行うものとする。

(2) 義援物資の配分

義援物資については、民生部が、避難班からの情報等に基づき、収容避難所や被災地別に適正な配分を行う。また、民間輸送業者やボランティア及び自治会の協力のもと、収容避難所、被災地への輸送、被災者への配布をすすめる。

第30節 災害警備及び市民消費生活の安定

担当課	総務課、生活環境課
-----	-----------

被災地域における治安の維持と市民生活の安全を護るため、警察機関が行う警備活動に対し、必要な協力を行う。

1 災害警備

(1) 実施機関

災害現場における犯罪の予防及び取締り等の治安対策は、富山県警察本部、小矢部警察署が、防災関係機関並びに防犯組合員等と協力して実施するものとし、市（総務班）は、迅速な情報交換などにより積極的に協力する。

(2) 警備体制

大震災が発生した場合は、富山県警察本部に大震災警備本部を、小矢部警察署に署大震災警備本部を確立する。なお、必要に応じて現地警備本部を設置する。

(3) 任務と活動

警備活動として、おおむね次の各号に掲げることを行う。

- ① 災害情報の収集、伝達等に関すること
- ② 被災者の救出、避難の指示、警告、避難誘導に関すること
- ③ 行方不明者の捜索・手配等に関すること
- ④ 災害による死体の検分（検視）及び身元不明死体の身元調査に関すること
- ⑤ 被災者の移送・緊急物資の輸送の確保や警戒区域の設定等に伴う交通規制及び交通指導に関すること
- ⑥ 被災地の犯罪の予防と捜査に関すること
- ⑦ 市町村長等の災害応急措置に対する協力等に関すること
- ⑧ 災害に伴う治安広報に関すること
- ⑨ 危険個所の実態把握及び警戒
- ⑩ 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助
- ⑪ その他治安上必要な事項

【小矢部警察署災害警備用装備資機材】・・・資料編「15-10」

2 市民消費生活の安定

災害後の市民の消費生活の安定を図るため、生活環境班は、企画広報班、県消費生活センターと連携し、次の対策を実施する。

- ① 市内商店の営業状況の把握
- ② 生活関連物資の価格調査、需給動向調査及び監視
- ③ 収容避難所、被災地等での消費生活相談所の開設及び消費生活対策の広報
- ④ 悪質商法の発生が認められる場合には、警察等との連携を密に行い、監視を強化する。

第31節 ライフライン施設の応急復旧

担当課

企画政策課、総務課、上下水道課

電力、ガス、上下水道、通信の各ライフライン施設が被災した場合、都市機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与えるおそれがある。このため、ライフライン関係機関は、災害時における活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら、できるかぎり早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとする。

1 電力施設の応急復旧

停電が発生した場合は、企画広報班は、北陸電力高岡支店及び北陸電力送配電富山支社が設置する非常災害復旧に係る対策本部組織との連携のもと、次により迅速な復旧を推進するものとする。

(1) 応急復旧の優先順位

北陸電力及び北陸電力送配電は予め定めた応急復旧の優先順位に基づき、電力の復旧にあたる。早急な復旧が困難な場合は、発電車等で応急送電する。

① 第一順位

病院等医療機関、市災害対策本部設置予定施設（市庁舎、総合保健福祉センター、クロスランドセンター）、市消防署、国県の関係機関、避難所、福祉避難所

② 第二順位

住宅密集地域

(2) 要員確保

北陸電力及び北陸電力送配電は、被害状況に応じ県内はもとより石川、福井の社員に加え北陸電気工事株式会社、富山県電気工事工業組合等に協力要請する。

更に、必要に応じて他電力へ応援要請する。

(3) 資材確保

北陸電力及び北陸電力送配電は、当社管内の保有機材の融通を受ける。

更に、必要に応じて他電力へ融通要請する。

(4) 情報提供と広報

北陸電力及び北陸電力送配電は、市災害対策本部（企画政策課）に対し、停電状況、復旧作業の状況等を迅速に情報提供するとともに、住民に対し同社の広報車や報道機関等を通じて広報を行う。企画広報班は、必要に応じ、市広報媒体を利用した広報などにより協力する。

2 通信施設の災害対策

電気通信網の復旧については、NTT西日本富山支店に早期復旧を要請する。

災害により被災した電信電話施設は、NTT西日本富山支店が応急復旧を実施するものとする。

また、携帯電話事業者に対して、通信施設の早期復旧を要請する。

3 水道施設の災害対策

(1) 応急復旧対策

ア 基本方針

① 応急復旧は、原則として上下水道班の監督のもとで施工業者によって行う。

② 取水、導水施設の被害は、配水機能に大きな影響を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。

③ 配水管路及び給水装置の復旧順位は、送水管と配水管を最優先し、次に給水管へと適切な情

報把握と実情に即した判断のもとに配水調整を行い、断水区域を限定したうえ応急復旧を実施する。

④ 把握した被害状況をもとに、所要資器材、復旧工程等を策定した復旧計画を確立する。

イ 復旧計画のあらまし

① 復旧計画に基づいて、復旧資材の手配等の出動準備を行う。

② 施工業者に出動要請を行う。

③ 応急復旧は、次により行うほか、別に定める復旧要領に基づいて行う。

i) 応急復旧は本復旧を原則とし、これが困難なときは、仮設配管等による仮復旧とする。

ii) 施工にあたっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を勘案し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

iii) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽微な被害は二次的に扱う。

iv) 応急復旧完了後、ただちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。

(2) 広報

発災後の広域的な広報が必要な場合は、上下水道班は企画広報班に実施を要請する。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急対策の進捗状況にあわせてそのつど決定する。

市内の一部地域を対象とする広報は、上下水道班が、広報車による路上広報等を行う。

4 下水道施設の災害対策

下水道管渠については、地殻の変動、沈下、亀裂等により、損傷を生じていることが想定されるので、汚水、雨水の疎通、排除に支障のないように応急措置を行う。

(1) 応急対策の実施

ア 上下水道班は、下水道関連業者に対し、速やかに復旧工事を要請する。

イ 資材、工器具、移動式ポンプ等資材の必要量の確保に努めるとともに、災害の規模、程度により必要な場合は、国・他の地方公共団体、建設業者に対して資機材及び人員の応援を求める。

ウ 下水道管渠の損傷により出水のおそれのある場合は、当該区域の下水設備使用停止措置を行うほか、土のう等により施設設備の浸水をくい止めるものとする。

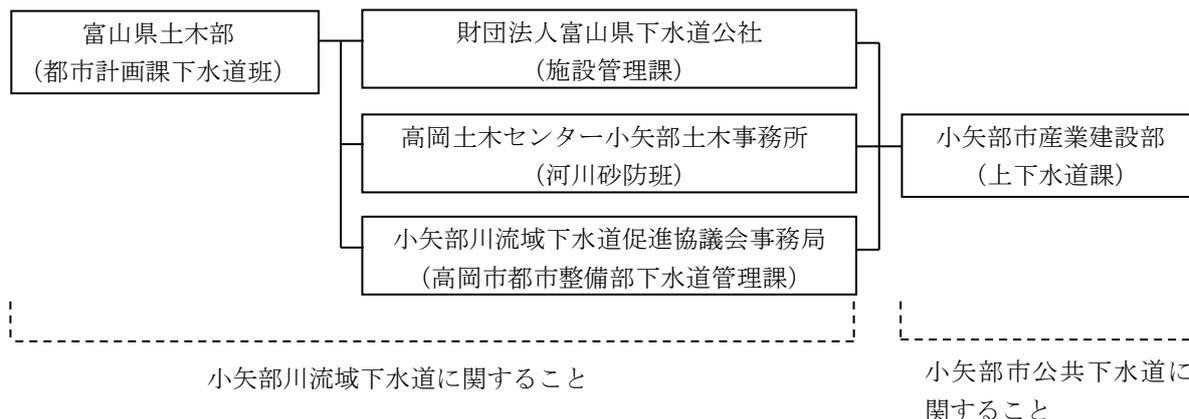
(2) 防疫体制

下水道管渠、処理施設の損傷による環境衛生低下のおそれがある場合は、第21節「防疫・衛生活動及び被災者の心のケア」を準用するものとする。

(3) 広報

上水道の広報に準じる。

(4) 下水道施設の防災体制



5 LPガスの復旧

(1) 災害時広報

地震に伴うLPガス事故の多発が予想されるときは、県及び(一社)富山県エルピーガス協会とともに、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。

(2) 安全確保と復旧

総務班は、各施設及び世帯のLPガス設備の点検及び危険設備の撤去・補修等による安全確保と復旧を、(一社)富山県エルピーガス協会小矢部支部に要請する。

6 鉄道施設の災害対策

災害により被災した鉄道施設は、あいの風とやま鉄道(株)石動駅が応急復旧を実施するものとし、災害応急対策については、同駅防災内規の定めるところによるものとする。

7 高速道路施設の災害対策

災害により被災した高速道路施設は、中日本高速道路株式会社金沢支社が応急復旧を実施するものとし、復旧動員体制の応急対策については、同支社防災業務要領の定めるところによる。

8 郵政業務施設の災害対策

小矢部市内各郵便局は、災害が発生した場合は、それぞれの防災業務実施内規の定めるところにより郵政業務の運行確保に努めるものとする。